

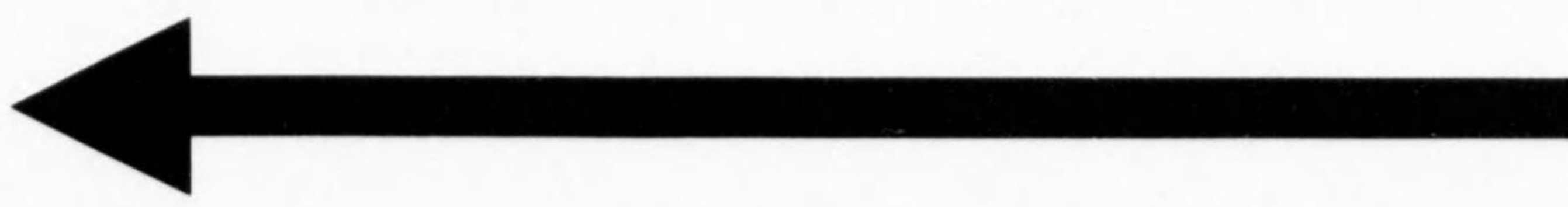
64-242
1200501278090

↑
↓2

X
複写



始



IT 4F-94



岩倉具視關係文書

第



岩倉具視關係文書 第七

目次

明治十年

一	岩倉具視書翰	〔大久保利通宛〕	明治十年二月九日	一頁	
二	岩倉具視書翰	〔佐々木高行宛〕	明治十年二月十二日	二	
三	岩倉具視書翰	〔佐々木高行宛〕	明治十年二月十二日	二	
	【參考】其一	中島信行書翰	〔佐々木高行宛〕	明治十年二月十日	三
	【參考】其二	佐々木高行手記			四
四	岩倉具視書翰	〔佐々木高行・柳原前光宛〕	明治十年二月十三日	五	
五	岩倉具視書翰	〔三條實美・木戸孝允・大久保利通宛〕	明治十年二月十四日	六	
六	岩倉具定書翰	〔佐々木高行宛〕	明治十年二月十四日	七	

目次

一



七	岩倉具視書翰	「佐々木高行宛」	明治十年二月十五日	七
八	岩倉具視書翰	「三條實美・木戸孝允・大久保利通宛」	明治十年二月十七日	八
九	岩倉具視書翰	「三條實美・木戸孝允・大久保利通宛」	明治十年二月二十日	一一
一〇	岩倉具視書翰	「佐々木高行宛」	明治十年二月廿七日	一四
一一	岩倉具視意見書	「三條實美・木戸孝允宛」	明治十年三月一日	一四
一二	岩倉具視書翰	「三條實美宛」	明治十年三月五日	二〇
一三	岩倉具視書翰	「三條實美宛」	明治十年三月九日	二二
一四	岩倉具視書翰	「三條實美・木戸孝允宛」	明治十年三月十一日	二四
一五	岩倉具視書翰	「大久保利通宛」	明治十年三月十三日	二九
一六	岩倉具視書翰	「大久保利通・伊藤博文宛」	明治十年三月十八日	三一
一七	岩倉具視書翰	「伊藤博文宛」	明治十年三月二十日	三三
一八	岩倉具視意見書	「三條實美宛」	明治十年三月廿六日	三四
一九	岩倉具視書翰	「三條實美宛」	明治十年四月一日	三九

二〇	岩倉具視書翰	「大隈重信宛」	明治十年四月三日	四三
二一	岩倉具視書翰	「大久保利通・伊藤博文宛」	明治十年四月四日	四四
二二	岩倉具視書翰	「三條實美・木戸孝允宛」	明治十年四月十日	四五
二三	岩倉具視書翰	「大久保利通宛」	明治十年四月十一日	四八
二四	岩倉具視書翰	「大隈重信宛」	明治十年四月十四日	五一
二五	岩倉具視書翰	「三條實美宛」	明治十年四月廿三日	五一
二六	岩倉具視書翰	「有栖川宮宛」	明治十年四月廿六日	五四
二七	岩倉具視書翰	「大隈重信宛」	明治十年四月廿六日	五六
二八	岩倉具視書翰	「大隈重信宛」	明治十年五月三日	五八
二九	岩倉具視書翰	「三條實美宛」	明治十年五月二十日	六〇
三〇	岩倉具視書翰	「三條實美宛」	明治十年五月廿六日	六三
三一	岩倉具視書翰	「三條實美宛」	明治十年五月廿九日	六四
三二	岩倉具視書翰	「三條實美宛」	明治十年五月三十日	六七

- 三三 岩倉具視書翰 「三條實美宛」 明治十年六月十三日
- 三四 岩倉具視書翰 「三條實美宛」 明治十年六月十九日
- 三五 岩倉具視書翰 「大隈重信宛」 明治十年六月廿六日
- 三六 岩倉具視書翰 「池田慶德宛」 明治十年六月廿六日
- 三七 佐々木高行書翰 「岩倉具視宛」 明治十年七月廿八日
- 三八 岩倉具視書翰 「大久保利通宛」 明治十年十一月十九日
- 三九 岩倉具視書翰 「佐々木高行宛」 明治十年十二月廿四日
- 四〇 岩倉具視書翰 「佐々木高行宛」 明治十年十二月廿七日

明治十一年

- 一 岩倉具視書翰 「佐々木高行宛」 明治十一年三月十四日
- 二 岩倉具視書翰 「大久保利通宛」 明治十一年四月四日
- 三 岩倉具視書翰 「大久保利通宛」 明治十一年四月四日

七二
七三
七六
七七
七九
八二
八二
八二
八三
八六
八五
八九

- 四 岩倉具視書翰 「大久保利通宛」 明治十一年四月七日
- 五 岩倉具視書翰 「大久保利通宛」 明治十一年四月廿六日
- 六 岩倉具視書翰 「大久保利通宛」 明治十一年五月二日
- 七 佐々木高行書翰 「岩倉具視宛」 明治十一年五月十六日
- 八 岩倉具視書翰 「伊藤博文宛」 明治十一年五月二十日
- 九 岩倉具視書翰 「大隈重信宛」 明治十一年五月廿四日
- 一〇 岩倉具視書翰 「佐々木高行宛」 明治十一年六月一日
- 一一 岩倉具視書翰 「佐々木高行宛」 明治十一年六月六日
- 一二 岩倉具視書翰 「大隈重信宛」 明治十一年六月十八日
- 一三 岩倉具視書翰 「佐々木高行宛」 明治十一年六月二十日
- 一四 岩倉具視書翰 「佐々木高行宛」 明治十一年六月廿二日
- 一五 岩倉具視書翰 「大隈重信宛」 明治十一年八月廿八日
- 一六 岩倉具視書翰 「大隈重信宛」 明治十一年八月廿八日

九一
九二
九三
九三
九三
九四
九五
九六
九七
九七
九九
九九
一〇〇
一〇〇

- 一七 伊藤博文書翰 「岩倉具視宛」 明治十一年九月廿三日 一〇二
- 一八 岩倉具視書翰 「佐々木高行・土方久元宛」 明治十一年十二月廿三日 一〇三
- 【参考】元田永孚書翰 「佐々木高行宛」 明治十一年十二月廿三日 一〇三
- 一九 岩倉具視書翰 「大隈重信宛」 明治十一年 一〇五

明治十二年

- 一 岩倉具視書翰 「大隈重信宛」 明治十二年三月八日 一〇七
- 二 渡邊清書翰 「岩倉具視宛」 明治十二年四月十八日 一〇八
- 三 黒田清隆書翰 「三條實美・岩倉具視宛」 明治十二年四月廿五日 一〇〇
- 四 グラント接伴懸書翰 「岩倉具視宛」 明治十二年七月六日 一一三
- 五 岩倉具視書翰 「佐々木高行宛」 明治十二年九月廿八日 一一四
- 六 井上毅意見書 明治十二年九月 一一五

明治十三年

- 一 佐々木高行書翰 「三條實美・岩倉具視宛」 明治十三年一月 一一九
- 二 岩倉具視書翰 「大隈重信宛」 明治十三年二月廿六日 一二〇
- 三 佐々木高行書翰 「岩倉具視宛」 明治十三年三月卅一日 一二一
- 四 岩倉具視書翰 「佐々木高行宛」 明治十三年四月十九日 一二二
- 五 岩倉具視書翰 「佐々木高行宛」 明治十三年五月十一日 一二二
- 六 岩倉具視書翰 「佐々木高行宛」 明治十三年五月十一日 一二三
- 七 佐々木高行書翰 「岩倉具視宛」 明治十三年五月卅一日 一二四
- 八 佐々木高行書翰 「岩倉具視宛」 明治十三年六月三日 一二五
- 九 岩倉具視書翰 「大隈重信宛」 明治十三年十一月九日 一二六
- 一〇 岩倉具視書翰 「佐々木高行宛」 明治十三年十二月廿七日 一二七

明治十四年

一	岩倉具視書翰	「佐々木高行宛」	明治十四年二月二十日	一二九
二	岩倉具視書翰	「大隈重信宛」	明治十四年三月十四日	一二九
三	岩倉具視書翰	「佐々木高行宛」	明治十四年三月廿四日	一三〇
四	岩倉具視書翰	「佐々木高行宛」	明治十四年三月廿五日	一三〇
五	岩倉具視書翰	「大隈重信宛」	明治十四年三月卅一日	一三一
六	大給恒書翰	「岩倉具視宛」	明治十四年三月卅一日	一三二
七	岩倉具視書翰	「大隈重信宛」	明治十四年四月三日	一三三
八	岩倉具視書翰	「佐々木高行宛」	明治十四年五月十日	一三四
九	岩倉具視書翰	「佐々木高行等宛」	明治十四年五月十九日	一三五
一〇	岩倉具視書翰	「佐々木高行等宛」	明治十四年五月二十日	一三七
一一	岩倉具視書翰	「佐々木高行宛」	明治十四年五月廿五日	一四一
一二	岩倉具視書翰	「佐々木高行宛」	明治十四年五月卅一日	一四一
一三	岩倉具視書翰	「佐々木高行宛」	明治十四年六月十二日	一四二

一四	岩倉具視書翰	「佐々木高行宛」	明治十四年六月十三日	一四三
一五	岩倉具視書翰	「大隈重信宛」	明治十四年七月六日	一四三
一六	岩倉具視書翰	「太政大臣・左大臣宛」	明治十四年七月	一四四

【參考】 井上毅欽定憲法考 明治十四年六月

一七	岩倉具視書翰	「東久世通禧宛」	明治十四年九月一日	一五〇
一八	岩倉具視書翰	「三條實美宛」	明治十四年九月五日	一五二
一九	岩倉具視書翰	「三條實美宛」	明治十四年九月廿七日	一五三
二〇	岩倉具視書翰	「山田顯義宛」	明治十四年十月十一日	一五六

明治十五年

一	柳原前光書翰	「三條實美・有栖川宮岩倉具視宛」	明治十五年一月二日	一五七
二	柳原前光書翰	「三條實美・岩倉具視宛」	明治十五年五月一日	一五八
三	井上馨書翰	「岩倉具視宛」	明治十五年五月四日	一六〇

明治十六年

- 一 香川敬三書翰 「岩倉具視宛」 明治十六年二月十八日
- 二 岩倉具視書翰 「山縣有朋宛」 明治十六年三月十九日
- 三 岩倉具視書翰 「山縣有朋宛」 明治十六年三月廿二日
- 四 林清康書翰 「岩倉具視宛」 明治十六年四月十九日
- 五 岩倉具視書翰 「福羽美靜宛」 明治十六年四月
- 六 井上馨書翰 「岩倉具視宛」 明治十六年五月十四日
- 七 岩倉具視書翰 「山縣有朋宛」 明治十六年七月六日
- 八 岩倉具視書翰 「山縣有朋宛」 明治十六年七月十五日

岩倉具視覺書

明治元年

一六一
一六三
一六三
一六四
一七四
一七五
一七六
一七七

- 明治二年
- 明治三年
- 明治四年
- 明治六年
- 明治七年

一九一
二一三
二一四
二二〇
二三六

外國公使對話書

- 一 英國公使と對話 明治四年六月六日
- 二 英國公使と對話 明治七年六月十九日
- 三 米國公使と對話 明治八年十月廿三日

全權大使歐米回覽關係史料

二六七
二七二
二七八
二八五

政府機密文書

- 一 君徳御輔導に關する史料
- 二 政府機構の整備に關する史料
- 三 政教一致に關する史料
- 四 樺太關係史料
- 五 朝鮮關係史料
- 六 處蕃關係史料
- 七 琉球關係史料

目次

十二

目次終リ

三三九
 三六九
 四三五
 四四六
 四六六
 四九〇
 五二五



岩倉具視關係文書 第七

明治十年

一 岩倉具視書翰「大久保利通宛」明治十年二月九日

貴邸歸路奈良原來會濫谷云々一通り承り申候大事正に決せりと存す西郷氏の跡を隠せりと眞ならば爲天下大幸此事に候就亦は過日申入候勅使之事寸時を争ひ速に被行度萬々企望候不肖申すも愚に候得共小生奉命致度只管懇願候也御留守は宮方之内にも被命候は、可然存候何分にも始亦形行分明之上は萬々迅速之御運歩可然存候に付今晚出頭と存候處濫谷外一人出頭之旨故差扣候明朝早々可令出頭候早々以上

二月九日

具

視

大久保 大人

岩倉具視關係文書第七 (明治十年二月)

一

二 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十年二月十二日

只今は入來の處失禮候借舊知事參向云々の事今日には必河村より確報あるべし其上の事可然存候昨日示談の末今日卒然云々申入候ても都て舊知事如何に可被存哉と掛念此段一筆申入候早々以上

二月十二日

岩 倉

佐々木 殿

三 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十年二月十二日

尾の道より唯今川村林等より電報最早破裂と見据申候就ては明日玄武丸可差立に付兼て御約申置候次第有之候間舊知事山内殿へ宜敷御通知有之度候

一中島義は明朝私願を以て歸省申立聞届候筈に候

一河野儀は御用を以て差立候見込に御座候
一貴下の處は少々愚考も有之候間尙面上可申入候
一毛利廣田の兩人も可成早便出足可然存候
右の條々申入度如此御座候早々以上

二月十二日

具 視

佐々木高行 殿

【參考】其一 中島信行書翰〔佐々木高行宛〕 明治十年二月十日

拜呈歸宅後猶熟考仕候處小生義は是非一足御先に參り候様仕度其譯は過刻も申上候通浪華の儀如何可有之歟と存候小生の如きは素より鴻海の一滴とは存候へ共機に投じ候時は幾分歟利益可有之哉と相考且諸兄御出の場合目下の處岩倉公へ御一言被成下度其説は追々海西の勢も切迫に相成候時は毛利其外海南に參り候へ共直に氣脈も相付き不申大坂には充分其邊の手都合も相付置不申ては前日御互に經歷

の時情も有之事故云々岩倉公へ老台より御一言被下候へば多分異論は無之事と想像仕候間是非御因循不被成候様猶及御依頼申上候也

二月十日夜

中島信行

佐々木様

【参考】其二 佐々木高行手記

一二月九日元老院にて議官中鹿兒島事件に付各意見を述べ議事にあらず休息室にて也佐野常民細川潤次郎などは未だ叛跡無之中は致方なし政府にて出兵は不可なりと高行等は速に出兵すべし最早叛跡判然と云ふ議論紛紜其の時宍戸璣と談笑す廢藩置縣の節 皇居能舞に大臣參議各省長官次官評議の時色々の説ありたるも西郷隆盛各藩叛すれば打べしとの一言に議決せり其の時宍戸も同席にてありつれば今日早速出兵せずば 朝廷に人なしと西郷大笑致し可申地を替へ候はゞ西郷は最早斷然出兵の命令を下したるべし云

々々右評議の末同意者陸奥宗光河野敏鎌柳原前光と同伴太政官に罷出岩倉右大臣へ面會を乞ひ意見を述べ鹿兒島景況決して御油斷不可然因つて速に熊本城迄出兵御急務と存候必ず鹿兒島追討の爲にあらず熊本人数少の由なればなり又海軍并運送船も十分御用意被成度云々岩倉公云ふ篤と評議すべしと云ふ

四 岩倉具視書翰

佐々木高行・柳原前光宛 明治十年二月十三日

玄武九今日午後四時横濱より出帆決定候此旨申入候山内河野中島等へ御傳へ可給候早々以上

二、十三

具 視

佐々木殿

柳原殿

五 岩倉具視書翰

〔三條實美・木戸孝允・大久保利通宛〕明治十年二月十四日

今般鹿兒島事件御發令始め總て號令一途に 行在所より出づるの御約束に候然る處太政官は尋常之通施政罷在候處 行在所より頓に諸事太政大臣の名を以て發令有之候或はは所謂政令二途の弊を生す可きに付鹿兒島事件に付 御駐輦之事と鎮撫征討之事に被仰出候節凡軍事に關する者は 行在所より號令云々と非常尋常之區域を分ち御布告有之候は、可然と内閣評議之上今朝暗號電信を以て相伺候事に候定或右電信を以て御指揮有之候後に至り此書狀到着と存候得共見込の次第一筆申入候早々已上

追或古代は暫く措て論せず御一新後百官被召具候節は 行在所より諸事布令有之候得共邇時は兩大臣之内留守御委任有之候事に付本文之通及御相談候也

二月十四日

具 視

三 條 殿

木 戸 殿
大 久 保 殿

六 岩倉具定書翰

〔佐々木高行宛〕明治十年二月十四日

唯今は來臨の處失敬仕候扱御咄しの御用船御乗船云々早速老父へ申聞候處孰れの御用船にても自分心配可仕に付其旨可申入様申付候尤唯今申入置候通り人名書は早々御廻し奉願上候且又舊知事公は明日にても便船次第御出立相成候御都合に候哉是又相伺度候仍て早々要用のみ如此候也

二月十四日

具 定

議官佐々木殿

追て乍御面倒一筆御答書被下度候早々以上

七 岩倉具視書翰

〔佐々木高行宛〕明治十年二月十五日

東海丸今日出帆右陸軍兵隊乗込に候則承知に相成候可相成は貴卿只今政
府へ御出候はゞ時限萬端分明可然存候早々以上

二、十五

具 視

元老院

佐々木高行殿

八 岩倉具視書翰

〔三條實美・木戸孝允・大久保利通宛〕 明治十年二月十七日

聖上益御機嫌克昨十六日西京へ 還幸之趣恐悅奉存候條公にも御全快御
下坂之趣欣然候扱鹿兒島縣變動不容易被惱宸襟候御事と恐察仕候
一熊本鎮臺へ精兵數隊繰込之儀度々電報及御促候に付而は實際も承知不
致漫に口啄を容れ候様御考慮と恐懼此事に候得共今日安危之所定は熊
本鎮臺に在り大久保卿著後伊藤氏より電報にて萬事安心あれと被申越
始て致安堵候間別に復た不贅言

一河村大輔電報川路云々如何之事かと不審に存候僞策は固より不待論其
上視察云々は警視官之職掌不審あるへき様無之事に候全く文字普通上
にて視察と刺殺と取換へ候にや彼れ名義を求むる爲に歸縣致候警察之
輩捕縛ことに川路指揮を受け視察に來るやと詰問の處何れも視察の内
命ありと云ふへし右を策略上に用ひ候に無之哉と存候

一柳川人東上内密申出候鹿兒島縣變動之儀内實は一般にて僅に久光黨其
外少々黨派之分有之候得共一舉強迫候は、閩縣皆一つの物と成る可し
と云ふ表面三分之一暴舉の徒となり大舉の勢を示し候内には中國西國
四國風靡して可動との見込にて其時堂々と陸路を押し出す時は一舉して
我事成る可しとの謀略に可有之候早く熊本縣に強勇の兵數隊と數百の
警察官を派出し且舊知藩事に速に歸縣士族鎮撫を命せられ度此事已に
後れたりと雖尙迅速に御著手可然と申出候固より不足取事とは存候得
共亦御参考の一端にも可相成と一筆申入候

一 石川縣農民一揆之模様書記官より書類御廻申候得共尙爲念入御一覽候
一元金澤前田當主にも天氣伺西上之上歸縣鎮撫之見込既に舊臣中慥成人
物先づ歸縣鎮撫方取計候趣に御座候

一 乍毎度老婆心如何御考慮可相成歟と存候得共此度之件は佐賀萩の比に
非す必ず御手間取と存候に付而は兵數必ず不足と存候に付只今より豫
備兵御召募可然右は戰端を開きし後御召募にては人心に關係する所不
尠少々御入費に關係しても斷然と御見据にて御施行有之度御參考の爲
に申上候大木參議同意に候

一 川路利良愈開戦之上は二千之巡查を引率根本之地に蹈入り蹂躪以て上
は報朝恩下は屬吏數十名捕縛されたる輩に酬ひ度只管安坐に不堪と切
に懇願候得共聞届候見込には無之乍去廟議如何相伺度候

一 此末之景況にて黒田參議西上を命し候哉も難計兼而御斷申入置候
一 今日とは定る征討大號令御發令御駐輦之儀も御發表之御事と遙察候

右之條々一筆申入候早々以上

二月十七日

具 視

三 條 殿

木 戸 殿

大 久 保 殿

九 岩倉具視書翰〔三條實美・木戸孝允・大久保利通宛〕明治十年二月二十日

昨十九日暴徒征討被仰出且御駐輦之趣電報慥に致承知候意外之大事に至
り恐入候事に候宜敷天氣伺之儀御奏聞願候

一 今日迄毎度愚存之次第及電報候漫に無用之嘴を叩き候次第失敬と存候
得共煩慮之餘申入候事に候征討被仰出候上は充分之御方略相定り有之
候事と安堵候に付最早むざと何も不申入候

一 山田司法大輔過日已來頻々と御地出張之義申立有之候得共見合せ居候

處一昨日已來切迫申立其苦心憂慮實に氣之毒に付又々御用にも可相立
歟と參議へ内談候處始より軍議に關係候は、宜敷候得共既に諸彦充分
之廟策を被書候儀に付今に至り山田參著若し見込齟齬候時は無益之議
論可生に付決して不可然との事に付當人へ難聞届旨申聞候處其儀に候
は、辭職之上自分にて輦下に參り應分之力を輸す可きとの儀申出候得
共是も尙差止め候處彼にも彌申張り候儘引取申候に付内々大木に申含
め同卿より内々説諭に及候得共聞入不申趣大木より別紙昨夜深更來狀
候就るは此際辭表脱走抔と世人の口に喋々相唱候様に、は不可然且又
其衷情は甚可感賞事に付今朝公然と出張命し可申候能々御含相願候
一河野中島兩人御用を以て西京に御留之趣に付、は折角舊知事歸縣候、
も充分之運ひに難到と齋藤佐々木より頻に申出候に付參議相談の上佐
々木岡内兩人差立申候餘計之義と存候得共高知縣も油斷不相成儀に付
差許候

一軍事は固より秘密を貴ひ漫に口外す可からざる儀には候得共今少しは
御通知有之候様致度參議一同よりも只管冀望候旨申出候去十三日鮫島
へ御傳言之後未だ一通の來翰も無之に付如何之御廟策かと何れも心配
致候事に候

一御征討并御駐輦被仰出候に付嵯峨實愛卿宮内省御用掛被仰付賢所御守
衛其外御留守中諸事山岡鐵太郎申合せ勤仕候様申聞候

右之條々一筆如此候早々已上

二月廿日

具 視

三 條 殿

木 戸 殿

大 久 保 殿

追而去十三日鹿兒島へ向け拔錨之軍艦未だ何たる報知も無之哉御分り
次第模様御通知に預り度候也

一〇 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕明治十年二月廿七日

前略過日は入來忝存候其砌御内話高知縣銀行一件今日大隈へ示談の所段々成規次第有之趣にて決して私に曖昧の返答など致候儀には無之由小生にも元來不案内の筋に付此上は宜しく御直談被下度此返答迄如此候也

二月廿七日

具 視

佐々木議官殿

一一 岩倉具視意見書〔三條實美・木戸孝允宛〕明治十年三月一日

一二十七日高瀬口之戰爭官軍勝利ありとの報に接するも甚た憂慮に堪へざるなり素より戰爭に勝敗あるは常なりと雖熊本城應援之儀今に城中に連絡を通せされは實に大事と思慮す城池は堅固主將は英豪兵器糧食不足する所なし然れとも應援の兵來るを知らずして籠城久きに到れば

必ず變を蕭牆の中に起すことあらん深く慮らすんは有る可からず

(孝允朱書)

最初肥後へ大に兵隊を増加し薩摩堺を鎖閉するときは尤妙此機は已に失せり其後掛念するものは賊肥後鎮臺を圍み銳兵を以て肥前に突出するときは九州一圓賊手に陥るは必然にて馬關へ一步も進ましめざるの目的を定め進撃するの外他策なけん其中筑後の界にて十分防禦するを要す而て肥後へ進撃するも又々可なり然れとも過日來出兵の間に合はざるを深く掛念せり二十七八日來の處にて其用意十分調へり故に先づ此處にて防禦の根策を定め大に進撃に取掛れり於此處はたとへ小蹉跌あるとも恐れて憂ふるに足らざるなり

一只今木梨歸東面談鹿兒島之景況を聞くに西郷大兵を率ゐ一たひ國境を出つる時は九州風靡響應せんと思慮せしならん熊本城固守拒戦彼れは必ず意外ならん然れとも彼れは李佛戰爭「メツ」の策に出て、必死來襲し久留米に出つるを期するならん彼れの兵力其本を合一にして其末を

分岐し或は長崎に出て或は天草に出て或は豊後路に出て或は路を兼松に取り皆我が軍の力を分たしむるの方略を運らすならんか然れとも我が軍大舉して熊本城と連絡を通し賊軍を撃攘せは素より成功疑なし西郷桐野篠原の如き一敗して國に還り再舉を謀るものに非す亦江藤前原の如き卑劣なる所業をなすものにも非す他の兵士と共に熊本に斃るゝのみ然らば今幾層も大舉して兇鋒を挫折せしむるに如かず巨魁二三人を殛せは他は烏合の兵潰散するは論を俟たず恰も睡夢の覺めたるか如くなるへし

一勅使として柳原議官被差向候事廟謨素より遺算の義は無之と存候得共太平丸著之比の景況と木梨精一郎出帆前之景況と僅かの日數にて其差あること驚く程なり今ま勅使を差立らるゝに一大隊位の警衛兵にては困難なる事は無きやと杞憂せり

(孝九朱書) 今日勅使を差向けらるゝは少く朝廷の威を減し或は却て久光頑翁を

して罪を重ねしめ仁慈の御主意に戻るもの有らんかと疑ふ故に其否を陳述するも又不得已の情態あり

一今後の模様にて萬一兵員増加無之ては不叶の場合にも至候節俄に之を士族に徵募せは一は兵制を破り一は政府の威令にも關係し又重事なり然れとも兵員不足を告くるときは已むを得ざる儀に付東京に於て強壯の輩人撰三四千名も巡查に徵集し之を練練せしめ出發せしめては如何(孝九朱書) 今日士族其外無用の兵を募るは尤不可なり當如此際能く後害を慮らすんは有るへからず薩摩を討ち又一小薩摩を生するなり

一庄内彌叛狀顯然候は、處分云々今日の景況將門純友か東西に相反したるか如し假令九州一時爭亂の地と成るとも諸君死力を盡くさるゝを以て成功は疑なし庄内の如きは素より小敵に付留守之輩盡力速に撲滅の功を奏すへし陸軍省に於て著手の見込評議決定之筈なり今朝内閣にて西郷前島等評議之處山形へ一大隊巡查三百名越後へ二大隊巡查三百名

派遣に可然哉との義なるも山形の方は今一大隊繰込可申との評議なり尤巡査にも兵器を渡し申すへし

但米澤其外兼て庄内と敵視せし舊藩士族を徵募する積り越後之に準す三島縣令病を扶け明後日海路より仙臺に上陸尤兵器彈藥積込みの

船なり

(孝允朱書)

士族を招募するは前に陳論す通り尤不可なり

一西郷以下官位褫奪御布告有之御文面未だ承知不致義に付卒爾に言上すへき事には無之候へ共戊辰正月七日慶喜の罪を鳴らし斷然の號令ありし如く無之ては人心の方向定まる可からす抑西郷隆盛は德望威力共に卓絶天下衆人々景慕する所にして其大に動く所あらんかと想像し空ら恃みにも之を恃み反を謀りし者あり佐賀萩の如き是なり而るに隆盛は些も雷同せず且動かす是を以て忝くも 至尊は柱石之臣と深く御依頼被遊内閣大臣始皆忠誠無二之人と確信して疑はざるの處豈圖らんや這

回之叛狀實に驚愕長大息之至に堪へず嗚呼國家の元勳にして此の如く賊臣と爲るは抑何の故そや千思百慮すと雖其事由を解すること能はず實に維新以前より今日に及ふまで天下を瞞着し衆人を愚弄したること其れ亦甚しと謂はざるへけんや然りと雖も其心術の正不正は今更問ふの必要なし惟干戈を弄し國家の安寧を擾亂する罪の如きは決して不問に措くへからす若し御布告の文面簡短ならば勅使か復命の時を以て機會と爲し官位褫奪の御旨趣を分明に諭告し天下の人心をして半信半疑の心を懐かしむること勿るへし此段御賢考に備ふ

(孝允朱書)

西郷の所業甚た惡むへし雖然朝廷も反省なくんはあるへからす孝允は都下に住し折節政府の人に接し而て尙疑ふもの亦不少況や於邊境乎

西郷も決して尊氏か如き奸惡に非す惜哉識乏くして時勢を知らす一朝の怒を洩らすに己れの長する所を以て身を亡し又國を害するなり

所長を以て身を誤まる古今皆是れなり短なる所を以て身を誤まるもの鮮し西郷惡むへしと雖亦憐むへき者なきにしも非ず

孝允謹識

右愚見言上如此候也

三月一日

三條殿

木戸殿

具視

一二 岩倉具視書翰「三條實美宛」明治十年三月五日

前略勅使下向後之情況は如何に候哉承度候且又大山縣令官位褫奪之儀速に御布告相成候方他の方向相定り可然歟右二件參議一同よりも伺候趣に
る電信に及候得共今朝は烈風降雪故歟電信不通之趣尤一二時間には可通
旨に候得共更ニ愚案申入候一昨日吉井議官緩々談話之處鹿兒島私學校暴

徒に駆役され候士族輩出張申渡候節難有旨御受御禮申候模様全く先年勤
王の爲め出兵の節之通と心得居候趣中には間々何れを御征討被成候哉と
尋出候者も有之候位の由田舎士族の狀態實に愍然之至に候又推察候得は
西郷桐野篠原等大將少將の官名を以て萬事指揮之上大山縣令は直に地方
官御用筋を以て諸事布達命令致候儀誰も迷はざるを得ざる所も有之候且
又大山此儘在官に候は、三國人心從前之通眞之御用と相心得租税金類々
取立候共其儘上納可致是も總額百五十萬計も有之候由實に御注意有之度
候萬々無之儀には候得共萬一にも賊軍敗退割據再舉之策に出候る大山萬
事指揮候は、實に禍患不容易と存候定る夫々御著手に相成居候とは存候
得共杞憂之餘飛信を以て申入候宜敷御取捨願候也

三月五日

具視

三條公

追ふ大山縣令何卒方略を以捕縛相成度物に候左候は、外國人を雇器械

注文等之事も分明に相成可申又今日金穀彈藥運搬之道も斷絶爲致候事
出來可申と存候也

一三 岩倉具視書翰「三條實美宛」 明治十年三月九日

前略高免今日午後四時横濱出帆郵便船有之趣只今承候に付不取敢一筆申
入候

一 鶴岡士族輩は西郷始め官位剝奪之令を承知し俄然模様相替り何時暴發
も難計由報知あり右は宮城鎮臺の探偵にして地方官暗號電信とは稍差
違あり未だ信す可からすと雖彌反狀顯然之上は只速に討滅するに在る
のみ右に付其暴徒征討之御布告書案兼御廻し置相願候最良具視留守の
任ありと雖軍事は固より大事にして殊に征討の事は行在所云々の御布
告も有之候故旁以右御布告書案も御伺定之上預め御廻し置相願候萬一
只今にも暴舉頓發候は、暗號電信を以て御往復申候間速に御下知有之

候様兼御含置願候

一 鶴岡士族輩たとへ暴發候とも其四境を固め暫時差置候とも格別之事は
有之間敷偏に西陲之賊徒燼滅一途に力を盡し候得は其他は憂ふるに足
らすと云ふ説あり具視甚之を憂ふ依て暴發之上は内閣及海陸軍責任者
と密議し其機を誤らす討伐奏功す可くと存候是れ關東は勿論天下之大
勢に關係する所言ふ可からざる者可有之と存候既に金澤の士族輩茨城
縣及舊會津弘前其外追々と少々つゝ可恠之舉動も相聞候若し鶴岡之處
分日を曠し候は、東京の脚下逆も不可測之事相起り可申と存候

一 西南諸口官軍日々勝利の吉報尤欣然に候而るに開戦より二週日を経た
り實地果して如何と遙察煩慮候廟堂始本營の軍略に於て一點の遺算無
之事と存候得共此の如きの形勢にて尙數週日を経は捷報も却て世人之
疑惑を引くの基とならん歟既に昨日新聞にも疑惑の語を載せたり尙一
層厚く御注意有之度候

一京攝間尙大兵駐屯すと又東京よりも明日便船に二大隊を送ると聞く今
一層大兵を繰出し一舉功を奏せらる可き御方略と遙察感佩之事に候吳
々も御運算の程只管希望仕候
右内啓に及び度早々如此候也

三月九日

具 視

三條太政大臣殿

追亦追々差出候飛信郵便船等にて呈書御落手と存候彼是心付之廉々備
御參考候迄に付一々不及御答要用而已御一筆給候は、重疊と存候以上

一四 岩倉具視書翰「三條實美・木戸孝允宛」 明治十年三月十一日

前略

別紙鷺尾隆聚より願書被差出候に付御廻し申入候此旨趣たるや言語同斷
之事にて難差置に付明十二日表向き警察官にて稔と取調へ鷺尾は勿論連

類之者盡く拘留可致内閣内評議仕候此段及御報候右に付追々探偵之次第
左に申入候抑此謀主は島本審次岡本健三郎之兩人同人を鼓舞致候事之由
今般之變動畢竟鹿兒嶋同藩士之戰鬥と云のみ如此く幾千の人命を絶ち幾
許之人民不幸を受るや皆私戰之爲なり當此時宜敷久光を説き西郷に兵を
弭めさすへし 朝廷素より兵を好む之道理なし去れば双方休戦の上西郷
大久保川路等始め双方相當之處分を爲し早く平定人心を安んずるを以て
急務とす此中間に入る者は土州なり仍て先鷺尾を使ひ追々同志を募り此
説を擴充し天下之人心を得大に爲す者あり仍て近々島本岡本下坂歸國專
ら板垣を説く見込之由に御坐候意外之奸計なから或は板垣動かさるゝ事
無之とも言難し御心得迄に申入候尙又此度何れか勝候共天下は薩之天下
也此時に際し威力を殺き幸に土人志を得へしとの趣意乍去右等は極密探
偵者より聞く處にて表面は鷺尾計りとし兩人は影武者にて隠然策を施候
次第に付表向き着手も不相成候過日來同志と申者凡そ八十名餘に及び候

此表面別紙之通り報國社と唱へ第一 寶祚を無窮云々之目的と名唱候由に御坐候別紙探偵書類入内覽候

一今日佐賀縣鎮撫として歸縣楠本より追々説諭今日にては大體無事と見込候得共賊御討滅今二週間も落着不致節は佐賀のみならず外々とても必ず變動難保見込之趣電報有之候素より中西國實地模様巨細御承知と存候得共御參考之爲め申入候

一二月廿七日鹿兒島より迎取候外國人歸東に付鮫島緩々面談之處廿七日迄之處は縣下到着靜謐久光も依然變る事なし遠方郷より士族後れて罷出候者共へは大山より最早用事無之候間歸郷可致旨申渡候由製造所は日々鑄造の様子乍ら日曜日は矢張休日なり外國人への依頼器械彈藥詔方之儀は當方無之事保證いたし申候由一人歸國之外國人の次第も能く致分明居候由御參考迄に申入候

一英公使サトウ等同行入來小子是も及閑談候處サトウ同縣にて間牒と見

做し餘程致疑惑候様子に付同人にも遠慮何も尋問不致候由二月十八日同縣發途陸行八代より長崎へ船行其道中何も變りし事無之只佐土原通行之節百五十名計り日本服にて戎器を携へ出發の様子右は何故同時出發不相成哉と尋問候處鹿兒島計にて他の勢は不交に付獨立にて何れへ成共向との下知に付跡より出張の由右サトウへ申聞候者は大山縣令より一人の案内者を差副候由其者萬事懇切に世話致吳候處長崎にて被縛甚氣之毒に考申候由被申居候

一鶴岡の景況追々靜かなる方之報知山形新潟兩縣令より内務卿へ委曲申入候儀と存候に付此に不贅候

一東伏見伏見兩宮武官にて専ら御勤學中之處生徒不殘當分休業夫々編制追々熊本出張を被命候者も多分有之然るに 皇族なり武官なり今日安然東京に居るへき道理更に無之との事にて頻りに御歎願に候得共兼而御談之筋も有之候に付御止め申置候然る處陸軍省へ日々切迫歎願西郷

にも其志可賞又本營現場之御覽置被遊候は、御爲にも可相成旁福岡迄御出張可宜敷候に付山縣往復之上には候得共先大坂迄御出張萬事鳥尾の御談可然申入候趣仍之御機嫌伺として御出張相成候不得止次第に付此段御推量可給候尤伏見宮には彌庄内暴舉に及候節は同宮司令長官を以て御出張有之度西郷面談に付其舍に御坐候
右之條々一筆申入候得共御用繁中決して不及御答候只兩宮之處丈可否御答相願候仍て如此候也

三月十一日

具 視

三 條 殿

木 戸 殿

追而賊徒暴發之際鹿兒島より當時捜査中石井武之助徳久孝二郎窃に佐賀に來り元征韓殘黨に深く謀議いたし候儀は分明之事にて則御承知と存候然るに其際早く數百之巡查御繰込之有之候故不及變動趣向此上と

ても模様により巡查繰込み聊にても形ちに顯れ候者は速に拘留有之候は、可然敷例之過慮乍ら愚意申入候早々

一五 岩倉具視書翰「大久保利通宛」 明治十年三月十三日

三月七日御細書昨十二日着正に令披見候先以彌御安寧御奉職欣然誠に此節之儀は不容易大事に立至り夜白御盡力且御配慮之程如何計りと令遙察候

一 愚孫具定差出し候處懇々御談話被下候趣當人々巨細申越千萬忝存候實は御用繁中却而御面倒を相懸け候而已と御音信も差扣へ居候得共熟々考慮候得は御一新已來の重事件煩念に不堪愚存之次第申入候事に御座候

一 勅使御差遣候儀に付彼是懸念愚存申入候處兵數軍艦巡查等之儀巨細被申越尙又着港の上御處分方云々御方略の次第も委敷御申越始め而安心

候然る處柳原黒田等より電報十日鹿兒島上陸總て平穩且御委任の廉夫々都合能處分之趣爲國家大慶此事に存候

一今後の模様により募兵之儀申入候處今更に六大隊別働隊云々神算之次第是以機密御内告に聊安心候併し小生には西陲之賊は慄悍奮進只知有死而已に當るや所謂丸と柵とにて吾は器械を以て當るを上策とす昨今戦争の模様彼果して散兵狙撃拔刀接戰彼の所長なり我將校士官素より力ら彼に十倍すと雖も徵募兵之力彼の長所に當るに難しとす仍て前條拙論を述ぶ固より闡外之任あり謾に不可言義に候得共老婆心一筆申入候

一庄内之處は彌無事の趣縣令は勿論處々より通知有之候間最早御安心にて可然存候

一如命諸縣存外平穩重疊此事に存候併し勝敗之模様により進退いたし候者も可有之趣佐賀人より申越候右は條公迄申入置候間定めて御聞取と

存候

一鷺尾島本意外之隱謀有之今日致拘留候是も一昨日飛信を以て條公へ申入置候に付御承知と存候此件少々入込候義に付書記官尾崎三郎差出候間同人を御聞取有之度候且條公より兼々御用有之候節は同人西下之義依頼に付旁差出候事に御座候

一東京一向出火無之總て平穩御放慮右御請迄早々如此候也

三月十三日

具 視

大 久 保 殿

追ふ具定暫時滯京申付け置候間萬一御通知被下候筋も有之候節は同人は一寸御申聞被下候は、當人より直ちに可達候御用繁中聊御手數を省き候事と存候早々以上

一六 岩倉具視書翰「大久保利通・伊藤博文宛」 明治十年三月十八日

十八日曾我依頼

前略

追々の電報總御勝利必す不日成功を奏せらるへき事と確信致候併し關外責任の人は勿論於御地各位も如何計之御配慮哉と深く令恐察候

一尾崎吉井等十七日十八日等に着之筈同人等へ呈書且傳言何も申入候に付爰に不贅

一大山綱良官位褫奪之儀被仰出候趣電報大に令安心候右御發令無之に付種々と論客之を評し内閣始め心配致居候事に御座候外に中原始め口供書新聞紙に掲載無之に付種々申出候者有之に至る委曲は吉井より申入候筈付ては鹿兒島縣原時行建言入御一覽候

一大山綱良より鮫島尙信に到來書翰寫壹通并ニ大木より差廻し候大山綱良密書一通御廻し申候

右要用のみ如此候愚息代筆高免早々以上

三月十八日

具 視

大 久 保 殿

伊 藤 殿

追々條公木戸氏等に別段不申入宜敷御傳聲有之度候東京府參事千田に綱良よりの書狀は則過日條公に差出し置候以上

一七 岩倉具視書翰「伊藤博文宛」明治十年三月二十日

前略此頃之御配慮千萬令恐察候扱賊鋒強銳真に猖獗を極めり昨今黒田拜命精兵數千を率る背後衝突之御廟算必大勝利は勿論續て我兵四面迫撃此一舉にして巨魁殪れ殘賊潰走すへし此時に際し海陸諸道嚴重御手を附られ一賊も他に不令走を要す若し主謀に係る徒逃亡する時は彼生を頼むに非ず死を以て暗殺に憤怨を晴さんとするなるへし素より御遺算無之事に候得共例の老婆心に過慮し如何と存し乍ら一筆申入候貴卿限り御含迄之

事に候早々以上

三月廿日

具 視

伊 藤 殿

追ふ夢にたも可見事に無之候得共戦鬪上勝敗あるは素より常なり萬々一背撃の策十分に至らす此上尙互角の勢をなし曠日持久數旬に涉らば實以大事到來致すへからん其節は第一政府を一つに合せられん事を企望す第二可繰出援軍兵員如何と苦慮す第三熊城固守も保ち難からんことを憂ふ第四諸縣不平の士族輩始めて動搖變を醸さん右等所謂釋迦に說法御一笑と存候得共懸念の廉及陳述候早々以上

一八 岩倉具視意見書 三條實美宛 明治十年三月廿六日

拜啓總督宮は鬪外の大任を受け參軍之を輔翼す行在所は又諸賢あり廟謨軍略兩ながら遺算なきは必然なり東京留守之任を受くる者か之に向ふて



何を啄を容るの要あらんや緘黙不言を以て優れりとす然りと雖戎旅は國家の大事にして日夜痛心に堪へす具視例の如く老婆心にて黙止せんと欲するも亦黙止すること能はざるなり別紙に一二件を陳述し以て参考に供す素より取捨は尊慮に在り一も採用すること無きも亦敢て憾みとせんや借妄の罪は請ふ之を宥恕せよ

三月廿六日

具 視

三條相國閣下

(別紙)

一賊の根據鹿兒島は既に天威に懾服す黒田參軍は大軍を以て賊の背後に出つ而て本道正面の官軍は堂々進撃し巡查隊は銃砲戰の機に乘し左右奇道を以て突進し加ふるに軍艦數隻は其近海に泛て應援す所謂天網四張の形にして賊軍の窮窘は日ならずして見るべきなり然れとも賊に在ては自然と釜を破り舟を沈むるの圖に中る況や素より生還の心なきに

於てをや是に於て乎衆賊の心固結益す堅からんことは亦想ふ可きのみ

縦令其心の固結益す堅からんも決して之を懼るへきに非すと雖人を殺し人を傷つくるの益す多きに至ては心を傷め腸を断たざるを得ず賊心固結して益す堅ければ官軍の死傷も亦隨て夥きは自然の勢にして管に官軍の死傷夥きを悲む而已に非ず賊の死傷夥きも亦悲むへきなり

官軍は素より王臣なり賊軍も亦王臣なり孰れを死傷せしむるも我が王臣を死傷せしむるものなれば廟堂の上に在るものは預め之を救助するの計を講せずんはある可からざるなり

願ふに賊心の此の如く固結益す堅からしむる所以のものは何そや積年の風習と國情に由る可しと雖亦別に原由なかるへからず

然れば始めは脅迫せられて畏懼の念を抱きし徒も死地に陥りては慄悍

の者と爲ることは疑なかる可し

是故に官軍勝を得て熊本城と連絡を通するに至らば賊膽破るゝの機に投して其反正を促すの計を用ゐて其固結の心を融解せずんはある可からず是れ所謂謀を以て謀を伐つものにして王師たるの義に適するなり是を以て總督宮は先づ賊徒を懷宥するの檄を賊軍に送達して其固結の心を融解せしむるの階梯を與ふへし試に其文を草して左に掲げん行文頗る拙なりと雖其主旨の在る所領會せられんことを望む

予闕外之重任を受け爰に天兵を提げ汝等の暴行を遏止せんとす今や天皇陛下の威靈を以て熊本の孤城を將さに陥らんとするに救援し城中の將士と聲息を通するを得るは亦將さに近日に在らんとす汝等衆勢を恃み天兵に抗敵す何ぞ天理に戻り人道に背くの甚しきや汝等素より皇國に生れて皇國の民なり皇國の食を食ひ皇國の衣を衣る豈管汝等一人の身のみならんや汝等の父祖も亦皆然り而して汝等の子孫も亦皆然ら

さるはなし抑皇國の國風は忠孝の道を重んじ大義の忘る可からず名分の誤る可からざるは汝等も亦曾て辨知する所ならん然るに汝等大義の在る所を忘れ名分の存する所を誤まり自ら好んで心を苦しめ身を傷けしめ以て天兵に抗敵するは是れ果して何の心ぞや暴行一に此に至るは抑何ぞ迷を執るの甚しきや予誠に之を悲しむ 天皇陛下は寛仁天の如く洪量海の如し予に勅して汝等の暴行を遏止せしむるも豈に玉石共に焚き薰蕕同刈るの聖意ならんや汝等今日より圖を改め正に反り過を悔ひ善に遷り其方向をして義に歸らしむるも未だ晚しとせざるなり予必ず保證して區處する所あらん予敢て腹心を披き以て諭告す汝等各自ら反省して其れ之を圖れよ

一官軍の負傷者陸續相踵て大阪の病院に來集するの由恐れ乍ら 聖上皇后宮屢親臨し負傷者の病牀に就き慰問の天慈を垂れさせ給は、將士は

皆感泣し死して餘榮あるの思を抱き軍氣を鼓舞すること今日に倍蓰せん聖意已に此に注かせ給ふことは具視の信する所と雖念の爲に茲に上言せり

一官軍の攻口は數箇所に分岐し諸將各所に分督す因て侍從數名を戦地に派遣し諸將士卒の軍勞を慰問し各所の戦狀を視察し而て之を筆記して以て上奏せしめは御參考となるべき事極めて多からんと信せり

一九 岩倉具視書翰「三條實美宛」明治十年四月一日

廿七日尊簡三十一日著令拜見候三御所御機嫌克御駐輦恐悅奉存候昨卅一日大阪臨幸病院御親問被爲在候趣感佩此事に御座候隨而尊公にも御安寧夜白御盡力之事と令遙察候

一九州戦地之景況官軍は賊之腹背を攻撃大勢に於ては勝算我に在り云々

御細示御同様に存候併し日々電報吉信の割には兎角難運模様ニ被察候懸念此事に御座候就るは毎時無用之愚存申入僭妄之罪頗恐懼之至御座候得共尙又一二件申入候全く尊公限御參考迄に備候決し而他人に御漏無之様願候

一今日之如く互角之勢を以て連日激戰奮闘速に勝敗不決時は他に何様之變を醸候哉も難計亦死傷之多き可憂之點は姑く差置き此末之援兵如何可被遊哉と竊に杞憂仕候先達而名義を巡查徵募に假り士族を召集し練兵云々及御相談候得共不可然之趣御回答有之尤小生に於ても兵制を變更する様の儀に相當候ては後患の可恐者あるは能々承知候得共熟考するに彼賊は素より生還の心なく必死を期するの兵にて一を以て十に當る可し去れば賊兵總計二萬前後官兵三萬前後と推測致候得は比較上如何可有之哉と苦慮致候外に援兵繰出方御心算有之候は、安心之事に候

得共其儀無之候而萬々一にも官軍蹉跌し後援繼ぎ難き砌は臨時士族を徵募するの外無之歟と存候萬々一にも官軍蹉跌の時に至り俄に之を徵募致候ては時機既に後れて狼狽言はん方無之と存候且又目下互角之勢を以て曠日彌久候は、中國西國の士族は尙昔日の風習を脱せざるを以て壯年輩に至ては其勝敗の模様ニ依り各自軍略を謀議し腕力を揮はんことを思ひ遂には割據の状態に立至らん事必然と被存候今日は幸にも諸縣士族猶大義を辨知し居候様子に付今の時を失はす益す御注意の上御方略を被運人心を收攬候様有之度又緩急之用に相立候筋屹度可有之と存候宜敷御賢慮願存候

前斷に付小生竊に取計置候筋入御内聽候庄内一件表面と内實と甚相違の廉有之情實所詮紙上に難盡候に付右は先づ閣置き萬一の節の爲に兼而米澤士族中人望ある者千坂高雅池田成章等内談之上士族兵編成之儀は不可然候得共巡查之名義を以て徵募之都合に而二千人は何時に而も繰出可申

手筈に致置候米澤も戊辰の歳に方向を誤り候は畢竟上國之事情に暗きより起り候儀に於勤王の素志は元々有之候次第は兼々承り居候に付前文の如く千坂池田等と内談に及び候儀に有之候右は尤東京巡查之用には無之宮城鎮臺新潟分營の兵も追々繰出に相成候に付庄内萬一の異變之節は米澤士族二千人を一瞬間に徵募し此異變を鎮定可致の見込に有之候此千坂池田の兩人は至て慥成人物に付箇様之内談決して後日之差支に相成候儀は豪も無之候内々御含迄に御咄申入候

又船越洋之助辻將曹等よりも申出候には藝州士族にも何等之名義にても不苦候間御用被仰付度と内々申出居候者も有之候間緩急之御用有之候は二三千人位は徵募に相應し可申との事に候

茨城其外縣々より徵募の巡查内實は各出陣と心得候て出府に付此節頻に戰地出張申立安藤警視も頗る困却致居候此輩は従前よりの劍客に於既に長持にて刀劍持越居候程に有之候

會津相馬宮城等より徵募の巡查は百人位つゝ申合血判致し是非戰地に出張必死を以て奉公可致見込にて國元發足の趣に付切迫に戰地出張申立安藤警視も充分之精兵と見込候に付是非戰地へ御遣し願度と申出候間昨日前島より大久保へ電信を以て相談候様申達置候

右之條申入度如此候也

四月一日

具 視

三 條 殿

二〇 岩倉具視書翰「大隈重信宛」 明治十年四月三日

別紙黒田川路等より電報到來僅に時間五分之差に於反對之旨趣頗る不審如何御考に哉且黒田より自分宛に付 行在所承知否難計に付只今電報を以て西京へ尋問に及びり當地に於は如何とも難致事に候得とも何分一大事之急報難差置不取敢西郷意見尋遣し候此返事之模様より今夕當家へ御

苦勞可相成と存候に付兼て申入置候早々已上

四月三日

具 視

大隈 參議 殿

追ふ本文集會不及節別段否不申入候

但御賢慮候は、尙西郷へ御添心有之度候已上

二一 岩倉具視書翰

〔大久保利通・伊藤博文宛〕 明治十年四月四日

前略賊意外強銳猖獗を極めたり殊に昨今の電報にては一入御苦慮と不堪想像也併御全勝は素り確信の事に候得共當賊最後の死戦に當るや實に大兵を要せざるを得ず西郷從道にも不一方苦慮今日は省中に初より關係渡邊中佐差立貴卿と鳥尾と十分見込の旨内談此上緩急誤りなき様可致との事に候寔に御大事の場合と存候に付一段御盡力の程令懇禱候小生是迄可及御文通に候筈之處病氣には有之且御繁務中却る御面働と差扣候事に

候早々以上

四月四日

具 視

大 久 保 殿

伊 藤 殿

二二 岩倉具視書翰

〔三條實美・木戸孝允宛〕 明治十年四月十日

四月四日木戸卿五日條公御書今十日午前八時中島議官歸東正に令落手同人出會御傳言之趣縷々致拜承候先以御壯健夜白御勉勵令遙賀候扱賊徒猖獗を極め戦地之模様御遺算に涉候廉も不少非常御配慮之趣誠以令恐察候柳原議官歸東御地御内評振致承知想像外之御辛苦近頃驚愕之次第に候去八日郵船にて土方久元差立柳原を以御内諭之件々御請且壯兵召募其外愚存之廉々同人へ申合候御聞取之上宜敷御取捨願存候
一御親征云々御内諭之件誠に御大事之儀と存候小生心附之次第柄は土方

を以申入候得共是は萬々一の時の儀に而輕卒に可被仰出筋には無之と
存候壯兵召募之令にても已に人心動搖種々疑惑を生し戰地の實況よ
りは一層想像を逞しく致候様に相成居候に付厚く御注意の程希望致候
一御評議之都合に依り小生其地へ被召候歟の御内意之趣敬承兼而及陳述
候通此度は所謂隔靴搔痒の想にて一層苦心仕候次第に付右様被仰出候
は、重疊仕合此事に候乍併陸軍省器械彈藥の經理なり大藏省金穀の經
理なり外國公使の交際なり何分東京は根軸の地たるを以て今後の戰況
に依り天下之形勢も亦如何なる變動を生し候哉も難計に付其時に臨み
非常の指揮可致儀も不少と存候不肖の小生甚以おこがましき申分には
候得共御留守の大任を受け居候上は平常は勿論非常の節は臨機の處分
可致候條愈御地へ小生被召候節は御任撰之上留守代理被置候事尤肝要
と存候

一高知縣之形情固より不可測候得共決而頓發之患は可無之と被存候乍併

始終必ず事あるものと御見做少しも御油斷無之様冀望致候
右之條々御請旁如此候御細示之件々は土方を以て申入候箇條中に相合居
候に付乍失敬略之申候早々以上

四月十日

具 視

三 條 殿
木 戸 殿

追申島津珍彦上京に付柳原速に西上候様電報拜承早速申遣候得共明朝
船便は逆も難相運存候に付此次之便船次第西上可爲致と存候木戸卿に
は御持病御困却之趣何分此際之儀に付殊更御加養益御勇奮之様爲國家
致冀望候小生も兎角持病拘攣強く執筆も不任意何つも失敬仕候乍去賊
徒平定迄は一步も不退身命のあらん限は可盡力之時と存込居候御安慮
可被下候也

二三 岩倉具視書翰「大久保利通宛」 明治十年四月十一日

近頃兎角持病之拘攣強く執筆不任其意御無音打過候誠に西陲賊勢も意外之猖獗不容易御苦慮と千萬令遙察候併し大勢上に於ては素より全勝不容疑事に候得共最初之廟謨些く遺算に渉るもの有之哉に付一層御配慮と存候且御平定之儀も必ず不遠事とは思慮候乍併何分今日之姿に於て猶一週間も經過候は、熊本城は必保持し難く不得已籠城の將士は器械彈藥を處分し必死を期して突出し前後何れかの官軍へ合併するの外策略無之と令推察候今日に至り熊本城を抛ち一時賊軍の有たらしむるは誠に遺憾千萬に候得共是亦不得已の時機に候併し熊本城を抛つて敢て落膽す可き事に非すと雖天下之人心に關係し其影響する所は頗る大なりと存候右に付各縣へ官吏を派出し全局の大勢を説き一朝の勝敗に依り動搖する事なく益す堅固不拔之精神を以て縣治に盡力可致様の告諭書を爲示候は、萬一之節兼而覺悟も有之可然と存候左も無き節は遠隔之地方官には案外なる疑惑

を抱き候哉も難計と存候關東の縣々へは前文之通取計可然抔と參議中には内談も有之候へ共何分御地より内務卿の職權を以追々御訓達之次第も有之に付取計上齟齬致候も不都合に付心付之處爲御參考申入候

一 萬々一變動傳播候得は人心恟々各縣下何等の禍變を醸候哉も難測に付各縣下兼而充分取締出來候様御内訓有之度候

一 各縣下今一層巡查を召募配置し彌警戒を加へ黨與を結ひ不軌を圖る爲め集會致し其證跡確然たらは忽ち著手し事小なる内に處分候様地方長官へ御含め置可然候

一 有體之處申入候得は初發より一週間計に於て官軍之戰術整頓し十餘日にして賊勢を挫折し一ヶ月計にて略平定の功を奏すへしと廟議の模様自然と人々承知の處既に五旬に至り猶互角の戰鬪に有之人々疑惑も不少之處突然と壯兵召募之令を發せられたるより實地の戰狀よりは一層過慮の想像に涉り候折柄に付萬々一の節の爲に地方長官へ厚く申含め人

心鎮定に注意爲致候方可然候

一 島津珍彦兄弟内田政風等出京に付ても最早想像の説多々あり候に付廟
謨確乎不動之態を明示候儀當今の要務と存候

一條公始より近日之密信容易ならざる御苦慮の模様承候貴卿よりは其後
何等之御報信も無之彼是如何と掛念に存候何卒全局の御見込内外之事
情御細示有之度譯々懇請致候

一 乍極密政府を 行在所へ合一可被仰出哉も難計趣承知致候小生等は重
疊此事に存候得共此節は四方之人心恟々東京も何時脚底より禍患を發
し候哉も難測形況暗中に相見へ探偵報告も不少候依之政府を 行在所
へ合一之儀は尙御勘考有之度候

右之條々及内啓候草々以上

四月十一日

具 視

大 久 保 殿

二四 岩倉具視書翰「大隈重信宛」 明治十年四月十四日

各參議互に申合爲窺

天氣西下の事當地都合次第可取計旨亦貴卿兵難にかゝる人民救助の爲め
相談としる西下の事然るべしと只今三條より電報あり松方西下の所貴卿
御苦勞被下候は、如何や不取敢申入置候委曲明日面上可申入候也

十四日

具 視

大 隈 殿

二五 岩倉具視書翰「三條實美宛」 明治十年四月廿三日

四月廿三日郵便船陸軍省に托す

四月十八日飛信第一號機密尊東廿一日午前六時正に落手尊公御腫物追々
快方之趣致承知候得共素と輕からざる御症にて二週間も御養生可被成趣

實に御案思申入候尙御容躰尾崎具定兩人の中は被仰付委敷御申越願候
一柳原着云々○惣督宮より諭告文云々○能城解圍に付御親征之義勿論御
止め之趣云々○中島議官内々周旋の義云々○土方歸東鳥尾歸坂後云々
○各參議 行在所合一日に參集云々誠に恐悅○松浦詮歸東被命候云々
○今後機密公信番號を定め飛信云々右件々何も別段御答不申入候
一佐野大給建言病院建設之義鳥尾歸坂之上云々拜承候處陸軍省より段々
取調へ候處現場差問之廉有之御聞届に不及様申出候に付相止められ候
外無之候
一鮫島建言未た御落手無之趣今程は御一覽と存候右は御評議次第に候得
共愚存には佐野建言病院之義とも違ひ現場之差支も無之事故全く
聖慮を以て官賊傷者治療云々被仰出候ても御差支無之大に寛仁之思召
貫徹可致事かと存候
一島津珍彦兄弟上京云々拜承建白正に落手致一見候右に付暗號電報を以

て御相談御返事申入候通り小生兩參議何れも同意候實に不都合至極之
次第と浩大息之至りに候若し右等一片言にても御採用筋に當り候様之
義有之候ては鷺尾島本其外にも關係不少 朝憲も夫迄之事と愚考致候
一東伏見宮御出張之義に付云々來示何も拜承何卒御代筆を以て同宮進退
之義に付毎々御申越候得共何分非常御時節之義萬一之節關東に於て老
宮計にては懸念に付御出張無之方可然候更に御一筆願度候
一黒田參軍願之通解職被仰付重疊と存候夫に付先便申入候大木建言山田
之處如何被遊候哉御序に御申越願候
一戰地電信昨今殊更吉報最早不日平定之義と奉賀候付ては 還幸之義一
日も速に御運ひ企望致候大宮還御被 仰出先以恐悅
右之條々御請旁如此候也

四月廿三日

具 視

條 公 殿

追て西郷從道御用を以て大坂出張之義電報并に渡邊央より御傳言何も承知則ち今日申付候但し渡邊へ大久保伊藤より傳言東京非常懸念に付是迄西郷不差下る趣にて最早今日にては御懸念も有間敷に付御安心にて御差出し有之候様傳言御座候右は聊か主意違ひにて近頃迷惑に存候則ち兼て尊殿に申入候通り從道出張今度軍事に預候ては弟をして兄を討しむるの義道德上に於て如何且衷情も可察事と是迄出張不可然申候迄の事に付御序の節兩參議の愚存御辯解置願候且西郷出坂の上は鳥尾歸東之事と存候外に松方博覽會御用云々電信落手右に付懸念候は木戸之處兼て内願も有之候義打合せも有之候事歟右御返事之上當人へ可達存候間此狀着次第更に否御一報願候以上

二六 岩倉具視書翰「有栖川宮宛」 明治十年四月廿六日

清和之候先以益御安寧萬里懸軍戰務御鞅掌有之候趣奉遙賀候陳は西陲變

起りしより爾來數月之攻撃參軍始將校櫛風沐雨之勞は申迄も無之賊勢も一時は意外に猖獗を極め候に付ては彼是御困難熊城之内外彼我之死傷も頗多數之趣追々傳承現場之慘狀如何計と想像實に不堪憂慮日夜西望結局之報相待候處全く殿下を始諸將校之畫策勇闘に依り賊勢漸以滅殺遂に去十四日賊軍解圍潰走我軍始る熊城連絡を通せられ是に至て全面之大勢既に決せり實に殿下始參軍以下將校之經畫宜を得られ候に依り此回天之偉績を被奏始て宸襟を被安候事にも爲國家拜賀不過之候爾來之飛報も官軍連戰勝利昨今は賊勢日々蹙迫之趣に付るは不遠元惡御誅鋤可相成尙此上之御盡力にも全捷之功を被奏速に王師御振旅之儀屈指不堪冀望候先は右捷報慶賀且長陣御見舞旁寸楮拜呈如此候也

四月廿六日

具 視

有栖川總督宮殿下

二七 岩倉具視書翰

「大隈重信宛」 明治十年四月廿六日

愈御安寧欣然扱過日は俄に御出帆彼是御苦勞に存候兼て御約束も有之候得共未だ一通の來東も無之如何と存候

一今日西郷從道 行在所の參向に付同人の依頼致置候別事にも無之兼て御相談申候通り庄内萬一の節は舊米澤藩士招募云々外に舊會津藩段々奮發往復之次第有之候併し今日にては無用之事に候得共小生情誼に於て不忍次第も有之亦他日御爲方にも相成候義に付同人等建白内々 觀覽之上條公より小生迄何とか御一言の御褒詞有之候は、重疊と存候右建白本紙は條公へ差出し寫しは西郷へ渡置候間何れにても御一覽有之宜敷御取計有之度候

一銀行鐵道株主之義に付過日電報何も承知兼て御談申候通り小生には致分明候得共衆華族中殊更目的と致候は從前之家祿に代る者は則鐵道なりと一途に心得居候輩今更銀行にて鐵道株主被止候義にては所詮目的

無之如かじ舊藩にて士族一同と銀行設立候方純益之多きのみならず萬端爲方に相成候に付最早加入御斷申度旨申立候輩有之候事に御坐候尤華族中にて鐵道社會は別段に設立候て差支無之旨懇々申候得共承知不致る次第は衆華族不殘鐵道株主に付唯今右様之事被仰聞候ても其際に至り又候銀行條例に差支候とか何とか故障出來之義可有之是迄彼是行違之廉も間々有之頻りに掛念之旨申立候仍是銀行は則衆華族株主に相違無之候得共銀行社會は銀行のみに判然いたし衆華族銀行株主と雖銀行社會に關係不致衆華族にて別段に鐵道社會設立候て不苦る旨大藏省より返答有之候様可致答候處にて漸納得則ち昨廿五日大藏省へ過日御達之旨一同承知之趣御請書差出候事に御坐候尤前文一紙は足下へ往復之上と申置き夫迄は小生一分にて云々必出來候旨一筆申置候事に御坐候右申入度如此候也

四月廿六日

具 視

大隈 殿

追て内密御談申候

還幸云々之義は如何御評議にや凡之處にても御見込之處心得にも致承知度候早々以上

二八 岩倉具視書翰「大隈重信宛」 明治十年五月三日

四月廿三日秘密尊翰正に落手

三御所益御機嫌克御滞在被爲在御同慶此事に御座候然は去る十六日横濱御出帆海上平穩十八日神戸御着港直ちに御出坂一日滞留何も承知

一大久保始大坂表引拂ひ去廿一日より日々太政官代へ出勤之趣此義は好都合と欣喜此事に御坐候○條公病氣も最早平癒出仕相成候旨○木戸には兎角所勞にて未だ出仕無之趣○戦地之景況御細示忝候以上の件々何も承知別段御答不申入候

一兼て極密御懇談に及候京坂之間云々之義來簡にて大小輕重粗推察致候得共兎角一朝夕ならぬ困難之根種を釀候者と遙察に付るは貴卿斷然御振はまり宜敷御治療病痾順快之様御盡力之義千萬令懇禱候

一皇太后宮當月中旬御發途

主上には當月中旬 還幸之旨暗號電報忝存候

一土方歸京にて縷々御含め之義何も承知萬端分明方向を得忝存候

右條々御請旁如此候也

五月三日

具 視

大隈 參議 殿

追て府下并東北諸縣格別異狀無之御放念有之度候也

別 啓

過日申入候華族鐵道云々之義兼て貴卿と御談之通愈決定迄に無故障相運ひ當月中下旬之中には判然開業可相成候右に付兼て申入候鍋島三家

是非銀行加入有之候様御盡力有之度勿論粗貴卿御請合之義に付諸算法右三家同意之者とし跡帳面出來候義に付必ず御同意有之候様致度萬一異議有之候ては大變之事に立到候右は諸家追々舊藩士族と舊國に於て銀行設立之願も有之候得共決して不相成事と致束縛候其節に若し一軒にても他に舊藩士族と銀行創立之者有之候ては他日迷惑候に付返す々他に御赦し無之事に候は、悉皆加入可致申出候次第其節に斷然踏切り申諭し候今日にては鍋島三家之外不殘加入に候又計算上にては株金四十萬圓の差を生候義に付旁以て御違約無之様及御依頼候已上

二九 岩倉具視書翰「三條實美宛」 明治十年五月二十日

五月十六日第五號飛信昨十九日午前十時正に落手令拜見候件々被仰越之旨も候得共一昨十八日大木參議御地參向縷々申合候次第且呈書も仕候等

にて同様事件不少候に付要用のみ一筆御答申入候

一高知縣事情縣令小池電報西郷書面等一見候此儀到底平穩に相濟間敷付ては非常之節斷然御處分の儀肝要と存候得共各參議評議之次第委曲大木より言上候通大兵を募り萬一之時海陸大舉迅速御處分有之度右に付招募兵之儀御地御評議之次第速に御返答有之度候小池電報を以て言上之旨趣甚尤に存候なましいなる御著手にて萬一始めに蹉跌候ては不容易大事に可立到と存候吳々遠慮を被運御輕侮無之様致企望候

一高知縣暴徒一味之者先達て大州宇和島等にて捕縛以來各舊藩士族存外靜謐之趣に付ては只今之内一層注意御著手出來候分は御方略有之度則從大木申入候西郷中將より報告書之中丸龜士族云々之儀は始て承知致候

一高知縣民權論押出し候節は阿州自助社加州忠告社必らず雷同相違無之旨探偵御座候此巨魁の者姓名別紙入御覽候

一大分縣へ迫候賊徒之景況十七日香川權令電報弱兵歟頗る不審に存候右は聞き鶴崎佐賀の關に出向候旨趣は四國へ可渡の見込に無之哉萬一小數の賊にても右様之事有之候は、彼の護郷兵之義盛んに可申立口實と存候條右海上は勿論厚く御注意有之度事と存候

一御廻達書類にて愚考候處鹿兒島賊徒益必死且脅迫新募の兵も不少云々に付山縣參軍には我兵を不損爲め持重の策と被考候川村參軍川路少將には速に進撃討滅之見込には無之哉此間得失素より傍觀者の輕々敷論する所に無之候得共此上數月の時日を費候時は我兵氣上如何可有之哉追々暑天之候疫疾の患も可有之甚御大事と存候況や高知縣之事も有之に於てをや此上一層之兵を被差向候ても速に御燼滅有之度致渴望候

一同上之書類にて愚考候得は薩日隅三國男子は勿論婦女子に至る迄頑固極り盡く殺し盡すに非されは不已之勢に付不得已殺伐を主とするの外無之見込之様に被致推察候右は現場之景況如何にも不得止事と存候得

共皆以て 天皇陛下之赤子此處は厚く御考慮懇々切々改善に至らしむるの御方略幾應にも有之度是以て大木へも申談置候間御聞取願候併し總督宮御告諭縣令岩村告諭文大に注意有之此儀は欣然之至に候

一當年例規招募兵之儀當今之形勢如何と御掛念之旨御尤に存候當地は何も替りし義無之旨に候

一木戸卿病症以外之大患不一方御配意と遙察候此節柄之義殊更取續き養生相叶候様爲天下致冀望候

右申入度御請旁如此候扱大木へは別段書通不致候間同人へ此書狀一覽被致候様願度候早々以上

五月廿日

具 視

三 條 殿

三〇 岩倉具視書翰「三條實美宛」明治十年五月廿六日

岩倉具視關係文書第七 (明治十年五月)

六十三

一 翰拜呈仕候陳は内閣顧問木戸孝允過日來大患之處養生不相叶終に今二十六日曉薨去之趣得電報驚愕洪大息之至に御座候同卿は復古之元勳格別御信任被爲在候柱石之大臣にて既に此中御親臨厚く御慰問も被爲在候處今朝之不幸に至り同卿之不幸は即國家之不幸 陛下に於て殊更御震悼被遊候御事と奉恐察候隨而閣下も數年來同心協力國家に御竭盡被成候事にて是亦深く御痛惜之儀と令拜察候具視に於ても同様痛嘆痛哭之至實に一臂を被斷候心地に有之候不取敢 陛下御機嫌奉窺度心事申入候宜敷御推諒可然預御執奏度如此候謹言

五月二十六日

具 視

太政大臣殿

三一 岩倉具視書翰「三條實美宛」

明治十年五月廿九日

五月三十日飛信

本月廿五日付飛信廿七日正に落手令拜見候

聖上皇后宮益御機嫌克御同慶閣下にも御安寧欣然扱兩度之呈書懇々御細答何も分明謹承候

一 華族銀行之義御挨拶謹承○愚孫歸京之儀柳原より御聞御取計之旨畏候

○河田景與舊藩士銀行願立之爲出京之趣則今朝出會仕候に付御命之通り今般段々盡力之儀厚及挨拶置候

一 高知縣事情片岡健吉建白林有造異論云々一種暗殺論に付注意云々何も拜承此儀に付ては別啓申入候

一 四國に異變生し候節は大舉鎮壓有之度に付大兵招募之儀愚存申入候處西郷より黒田井田等の書通之趣云々何も拜承是も別啓申入候

一 賊勢竹田城固守防戰桐野宮崎に本營を据へ日向全國脅迫募兵云々戰地電報并に三好判事報知等尤不可輕侮者にて彌極猖獗候事と存候付ては總督府方略如何御承知之儀も候は、御通知願候今朝西郷より暗號電報

彌立志社破裂之模様是彼極て懸念之事と存候

一 鹿兒嶋表模様御申越當地へも黒岡大尉歸來委敷承候右は兵器入用之筋

にて來候事に御座候有柄川孫宮も黒岡同船にて明日出帆之筈に御座候

一 三好より大久保への書束寫○岩村より隆盛への書束寫○増田探偵書寫

○大原願書同斷に付御書簡○木戸容躰書等正に令落手候

一 當年例規徴兵入團決て相替候儀無之旨更に井田申上吳候様申出候

一 舊會津藩士人望有之候者可申入拜承候是も別啓申入候

一 早蕨典侍御産所之儀幸來月一日便船にて堤權大丞御地參向に付其節何

も申入候

一 式部寮諸省同様改革之儀六月會計年度に付只今之中處分可致趣坊城の

御申付之趣致承知候併し小生には不可然事と存候自今宮内省へ被附之

儀に候は、宮内省同時御改革無之ては不都合且當節柄多少の免職可有

之に付不平徒を増候而已元來定額僅之儀に付先其儘被差置西南賊平定

還幸後被爲行候て不晩事と存候

一 木戸病氣も遂に養生不相叶實に國家之不幸御互に浩大息の至りに候右

に付別紙差出候に付宜敷御 奏聞且各參議へも御傳聲願候付ては小生

代りとして具定會葬之趣彼是御世話に相成候事と存候

一 乍末筆去る廿二日

大宮御機嫌克 還御其後至て御平穩に候間御放慮可給候

右之條々御請迄如此候也

五月廿九日

具 視

條 公 殿

追々銀行より上申書類付は肥田香渡へ御沙汰書并に兼て及御相談候

銀行より宮内省へ御借上金之事等都て提出張の節委敷可申入候以上

三二 岩倉具視書翰「三條實美宛」明治十年五月三十日

至急要用申入候高知縣事情立志社彌破裂之趣一度暴發候は、各社同意は勿論薩日隅之如く四國一般に波及も不可測誠に大事と掛念此事に御座候兼而小室信夫等申出には阿州松山高松等舊城下富豪多く萬一之節金策之爲如何様之困難を受候も難圖何卒早く御著手相成高知外之人民不幸を蒙らざる様厚く御注意有之度との事に候

國內全面を見渡考量候處實以大事之時節到來と存候抑一新以來施政上外國と對峙之目的有之候爲に非常之變革無之は不相叶件々有之實際不得已次第に候得共一般之人心と相反し候件々而已に有之就中士族之不平は一層凝結甚く毎々異謀を企圖し政府に抵抗致候而佐賀熊本秋月萩の如き已に全國之人心を動し候事亦小ならず候處今回之西南事變に至るは其結果之尤大なる者に有之候此事變は一日も速に鎮定不致候は如何なる事變續發可致哉も難測と杞擾此事に候就るは今日之事も全面を考量し充分に御方略を被運度懇々切々不堪冀望之至候

西南より追々電報相接候に付而も一勝一敗を以て一時之憂喜を爲さす十分に根本を鞏固にし百戰不屈之兵力御準備肝要に有之候東京府下も追々不逞之徒相集り警視局始非常之勉強に候得共如此戰爭長引候は如何なる事變頓發候哉も難測勢に候又高知之事件も有之莊内之平穩も亦難保持且其他諸縣に於ても不可恃景狀有之候と被推察候

前條之景狀に就ても偏ニ大兵力之御準備尤急務と存候過日も申入候通速に薩賊討滅高知之暴發も鎮定之外計策無之候假令一方は戰爭長引候も一方は速に鎮定無之は天下之事は相去可申と致苦慮候依之奥羽越舊藩士召募之儀内閣之評議井田示談之次第等左に申入候井田よりは昨夜一人陸行爲致西郷中將迄委細申入候筈に付西郷より御聞取願入候

凡そ兵員五六千人より一萬人迄を召募之見込に候然る處前日も申入候通銘々一人之召募に應ずる者無之何國迄も舊同藩士一團結從軍不致るは御奉公之目途無之と申出候右に付内務省より巡查の名義を以て一團結に召

募致し東京到着次第陸軍省之管轄と爲し尤巡查名新に新撰旅團之名目を設け悉皆右へ組込直に習志野に操練爲致候見込に候又各舊藩士族召募之多寡に依り一小隊丈の人数に候は、第何大隊中の第何小隊とし中隊より大隊に至り之に准し使用致候より外に致方無之候尤舊何藩の兵と申す名目は無之候之を引率致し候士官は陸軍之士官に候へは何等の差支も無之と評決致候且又各縣召募之人員に依り其縣の士族中人望ある者一兩名尉官心得又は何官心得と名稱を附し取締爲致候方可然と評決致候右は先達黒田參軍も現場其通取計致候由に候將又各自より精々出願爲致候運に取扱候見込に御座候右は解隊之節後患無之爲めに候服制之處も近衛鎮臺等と異に致し一種別段に相立候積に候

前條黒田井田申出内閣に於ても時勢を圖り一日片時を争ひ候急務に付既に專斷可致評議も有之候へ共先達大隈上京兵制之儀に付ては 行在所に於て種々御評議も有之候趣に付伺之上取計候方可然との事に而井田より

一人差立西郷へ申入候事に候彌新撰旅團設立之上は東伏見宮司令長官被仰付度との事に御座候右井田より伺之條々何卒速に御許可有之度致冀望候内實は第二回巡查三千人第三回巡查五千人召募之指令に相成候得共一向召募に應ずる者無之に付井田前島等頻に苦心罷在右旨趣申合召募之爲め人を派出候事に有之候吳々厚く御考慮願入候

今日之形勢前件陳述之通に候得共薩賊討滅之上は却而國內人心疏通し外國と對峙之基礎も相立可申歟決而寸分も屈撓無之一同に奮勵有之候は、必成功無疑事と致確信候御同然之處殊更盡力可致之時と存候右之條々取急申入候也

五月三十日

具 視

三 條 公

追申黒田井田示談巡查召募之儀所詮筆紙にては難盡却る行違出來候は如何と存候に付陸軍省より一人差立候儀に決し候程に有之小生書取

にては定む御分りに相成兼且御不審之廉も可有之候得共荒増而已申入候迄に付吳々西郷より委敷御聞相願候扱又大木參議尙御地に滞留に候は、此書狀傳覽之儀御取計願入候也

三三 岩倉具視書翰〔三條實美宛〕 明治十年六月十三日

前略大隈大藏卿より別紙一冊之通申立有之尙書簡を以て尊公へ懇々申入吳との事に候右は春來莫大之御軍費肥薩兩國租税は皆無に歸する勿論の事にて加之減租之詔も有之實に以大藏省極困難之儀は申迄も無之御承知之事に候得共右は兎も角貨幣の流通を附け候其缺乏を世上に知らしめざるものは偏に華族銀行千五百萬圓御借上の金圓を以て目途を立候故之事に候然る處戰地仕拂上に於て華族銀行札にては迷惑之趣西郷中將田中會計監督より頻に申越候趣一應尤之次第とは存候得共内情は前書之通に付爰は非常之奮發を以て是非流通公然と相成候様盡力之儀只管懇願之旨

申出候抑御一新楮幣御發行之際全國押付け流通を謀る爲に大に御使用相成候次第も有之候儀に付華族銀行札之如きも其始に當り政府中に於て彼是異論を唱候もの有之候ては大變之事に付是非々々政府を信仰し公然流通候様致度候尤精々今日迄通貨と相成居候楮幣を相廻可申候へ共不足を告ぐる時は不得已義に付此段は兼承承諾致居様西郷始へ御懇諭願度候先は要用而已如此候也

六月十三日

具 視

三 條 殿

三四 岩倉具視書翰〔三條實美宛〕 明治十年六月十九日

聖上兩后隔地益御安寧御同慶閣下御壯健欣然
一去る十一日寺島着京申入候件々御答何れも拜承小生參向之義云々御細示御尤に存候則先便黒田出張之義申入候節既に相止候儀申入候事に御

坐候

一 立志社建白御返答振并御内評之趣何も拜承亦片岡島村御地止宿中探偵
之次第總之拜承片岡本國社中へ文通寫體に落手

一 佛國公使參着に付謁見被仰付旨拜承

一 黒田參議不日參着と存候段々當人見込有之御聞取之上御評議と存候得
共例之過慮なから一言申入候當人は全く平定片時も速なるを以て急務
とするの意勿論同意之事に候得共多分再度兵を提げ一方に出軍之見込
と被存候右は總督府始め諸道將校考慮之上に於て如何なる關係を引出
し候も難計御大事之儀と存候小生には先便申入候通り大久保總督府へ
出張兩參謀始め諸道將校協和之道第一之急務なり又御平定後之難害無
之處御賢考肝要と存候間則黒田は 行在所へ被差置大久保御苦勞相成
候方可然か今般御地東京等にて招募之兵必ず一萬以上たるへし此配兵
方法之如き則大久保擔任總督府にて打合せ諸道將校共議公平之御處分



有之大舉一戦にして賊巢窟掃除成功を奏し凱戦候様希望之事に候

一 伊集院兼寛事今般黒田段々見込之筋有之四國豊後路等へ極密微行云々
内談尤に存候に付則政府御用掛り被仰付候巨細は黒田より言上と存候

一 東本願寺中教正篠原某鹿兒島出張教導之筋申出候次第有之至極可然存
候に付黒田參着之上可及言上以上は宜敷御勘考願入候

一 早蕨典侍御降誕之義に付御往復之末元梅御殿今度名稱御改め之みこみ御用掛り久我
等に治定昨日宮内省に於て夫々被 仰付候尤柳原も御里方之籐を以て
夫々丈け之心得に被達候趣に御坐候

一 今般華族總代として兩名差立候に付亦は御地よりも壹人御差添之趣電
報承知武者小路板倉等へ諸事申含め御地にて萬事御相談申入候上諸事
決定可然申置候慰問演舌書草按始め渾而宜敷様無御遠慮御改め願入候
外に總體華族之儀に付件々御談し申入候右は豫め申入置不日五辻安仲
參着萬々御請可申候

右之條々御請旁及内啓候乍例愚孫代筆高免可給候也

六月十九日

具 視

三 條 殿

追て西賊桐野本營行高知縣士族兩名今度同縣下に於て捕縛相成候に付彌切迫之趣今後之模様御分り次第暗號電報を以て爲御知願入候早々以上

三五 岩倉具視書翰「大隈重信宛」 明治十年六月廿六日

兎角御病氣御困之趣如何御容體に哉御口上にて宜敷此者之精敷承知致度候誠に此程は御舍弟義御死去不存寄事さそ御愁傷と恐察候格別御支も無之哉乍延引及御尋問候

一過日來松方を以て御往來之義何も承知致候其箇條中銀行會社之金子御渡方之義總之御約束通り御取計之旨併し金四拾三萬圓内半銀通貨同銀行紙幣

右來月十五日廿八日等に御渡し相成候様旁申置候處今日郷純造中村信行右金來月末來々月等に可相渡趣此義は是非前議之通來月中に悉皆御渡之様御取計有之度候
一兼之鐵道云々衆華族申立之義先日も申入候通り銀行開業前彼是議論有之候得共小生一分にて引受置候事に御坐候右願書別書之通にて差支無之哉内々及御相談候兩三日中にて宜敷御一覽御答可被下候
右之條々申入度如此候已上

六月廿六日

具 視

大隈 參議 殿

三六 岩倉具視書翰「池田慶徳宛」 明治十年六月廿六日

本月十八日尊翰正令落手候梅天之候
聖上益御機嫌克 御駐輦御同慶此事候隨て貴卿にも御安寧御滞在諸事御

盡力御勉強之趣欣然此事候然河田景與御用召歸京後條公大久保伊藤面接舊鳥取士族壯兵募集の御内意云々又鳥根縣に向け舊鳥取藩士今井鐵太郎と申者御用召右同様御内意有之候云々何も拜承右様兩途に出候ては貴卿には不一方御配慮被成候事と令遙察候併し追々説諭有之兩士は氷解に至り候得共壯年輩には兎角頑固到底如何可有之哉に付貴卿御苦勞御歸縣云々條公御内談之旨縷々御細示總承知致候誠に御苦勞に存候得共右様の形況にては御配慮の外無之存候條御自分御暇を以て御歸縣御盡力偏希望致候就は勝部靜男義御暇日數之儀御念示何も拜承右等は不得已義に付決して御配慮に不及差含居候今程は御出發歟と存候得共右御請旁如此御坐候勿々已上

六月廿六日

池田慶徳殿

具 視

三七 佐々木高行書翰

〔岩倉具視宛〕 明治十年七月廿八日

縣地先以て平穩に相成候間最早御掛念無御坐候扱春來呈書可仕筈の處御多忙中と奉存態と差扣事情は齋藤土方迄申遣候且柳原氏よりも申上吳候都合に付時々御聞取被仰付候と奉存候私事も東京出足の砌より速に入縣乍微力應分の盡力可仕心得に候處兼て御聞取被仰付候通西京に於て種々の見込も有之兎角入縣仕候ては却て動搖を醸候様の説も有之候に付西京に滞在仕候私の見込にても最初より縣地一般に王事に盡力致間敷依ては正義の徒を鼓舞し不正の徒をば如何程抵抗致候共不苦玉石判然仕候場合と存候へ共何分其節通にも不參最早縣地の爲め周旋の道も無之東歸可仕と存候處其節舊知事滯京中にて縣地の義心配被致候事に付條公よりも暫時滯京致候様御示諭も有之日々無聊に光陰相送り何共汗面の至に候處六月初旬に相成縣地の光景も最早玉石判然可致場合に立至り候様被存候間入縣の儀申立候處内閣に於ても早速御差立の運に相成本懷此事と大に奮

發仕候畢竟先年征韓論破裂の節も申上候通必死の覺悟にて入縣の心底に候處速に佐賀平定にて不及其儀候處此度は是非共入縣候上は必死の決心にて正不正判然可爲致覺悟の處入縣四五日間は聊か動搖に至可申光景の處其後は只風説のみにて追日平穩に趣き候一體今度私輩不平徒の爲めに斃れ候時は早く玉石判然一般の方向も確定候て他日政府の御厄介もある間じくと存候間御一新以來 天恩の萬一を補候時節到來と存候處意外に平穩に屬し先以人民一般の幸福に候得共何分陰症立(發シンチブス)に相成孰れも人民の方向に疑惑相生候様の奸計も相行はれ却て陽發の一時は害より或は毒を殘候心配仕遺憾萬々に御坐候此上は政府より至理至當の御處分有之候は々近々には人心も一定仕政府の御趣意も貫徹仕べくと被存候此邊は尙縣地の事情等御聞込の處へ(以下略す)

七月廿八日

佐々木高行

岩倉公

虎皮下

本文至理至當如何敷御聞取も可有之候得共縣廳屬官等權力の有之場所は悉皆立志社員甚しきは巡查に至る迄同社員なり其社論は民權論にて方今を壓制政府と唱ふる徒なり其方向如何ぞや

立志は拂下の山林御買上の節は縣令の手を経ずして直に内務少輔前島迄立志社員内談にて成就候趣に付小池權令も大不平人民も一般に政府の偏頗を譏る也

立志社は板垣巨魁なれば何をしても政府よりは手を附けずと心得居候者夥多有之候畢竟政府よりも功臣とか何とか申して我儘を御見捨て被成候光景に有之故なり爾後は全國人と同様に御取扱有之様運候は々人心も方向一定し可申事

藤村松へ關係向十分に糺し掲げ候方可然もし臭氣物へ蓋致候様に相成ては却て毒を殘し右等の事件より小舉動を引起し候方却て他日の御爲

と被存候

三八 岩倉具視書翰〔大久保利通宛〕 明治十年十一月十九日

今朝御投書令披見候先以御安泰珍重候然れは來廿一日有栖川宮其餘參軍
旅團長御招請に付同日午後五時より出頭之旨忝く參上可致候此段御請申
入候扱又今夕御陪食召旁出頭心得之處今曉來腰痛困却之處押て出仕唯今
退出致候仕合に付兎角不工合不得止臨機令不參候尤條公宮内卿等へも別
段御斷申入候早々已上

十一月十九日

具 視

大久保 殿

三九 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十年十二月廿四日

前略然は過日は折角御出の處失敬仕候然ば明廿五日午後三時御出有之度

候序に御寛談且圍碁御相手願度候に付其御積にて日本服御着用被下度候
依て御承諾否承り度候也

十二月廿四日

具 視

佐々木議官 殿

四〇 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十年十二月廿七日

前略過日は入來辱く存候其砌御内話高知縣銀行一件今日大隈へ示談の處
段々成規次第有之趣にて決して私に曖昧返答など致候儀は無之由小生に
も元來不案内の筋に付此上は宜敷御直談被下度此返答まで如此候也

十二月廿七日

具 視

佐々木議官 殿

明治十一年

一 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十一年三月十四日

前略別紙德卿書狀尤に存候然る處小生兼て侍補元老院工部省等兼勤にて
は迷惑の事と承知此事誰の話と申事失念なり右を一途に心得居り既に今朝條公是にて宜
敷哉尋合に付前條の通り返答致し候只今別紙德卿文中山尾云々實に尤小
生全く卒爾の取計候事と深く心痛是より早々三條と示談明朝出勤御斷申
上改めて御沙汰替議官相成候様可取計心得に候乍去何歟御聞込の事無之
哉萬々一當人却て困り可申様の事は無之哉内々貴卿迄及御示談候吳々誰
より歟承り候事有之様存候へ共丸で失念彼是御面倒相掛候事に候早々如
此候也

三月十四日

佐々木 殿

具 視

追て何も御聞込の事無之候はゞ夫なりの御一筆被下度候何分小生卒爾に付早々取計可申心得に候也

二 岩倉具視書翰「大久保利通宛」 明治十一年四月四日

聖上兩后宮益以御安寧恭悅此事に候貴卿にも彌御安全御滞在湯治定而適せられ殊に春暖之候一段御保養相成候事と令欣賀候府下其外至而平穩御放念有之度候

一 地方官追々出京何れも欣々たる模様にて各縣下凡る靜謐次第に民力を得候勢の由實に慶賀可致事に候就るは此機に投し兼て御内評の國債を募り内政着手の事緊要勿論の義に候華族輩の處は深く説諭十分之盡力心得に候柏村海江田等急渡振はまり配慮の筈只海江田の處如何と存候貴卿御歸京之上は地方官之處只管御配慮之事と存候

一 來十日地方官會議開議に被決候貴卿御歸京之上かと存候處伊藤へ御文

通之趣有之御見合不申旨に候十日後御發途之趣御心得迄に一筆申入候一條公より山縣へ内意彼數輩昇級之件未だ返答無之候得共先六ヶ敷様子に被存候

一 黒田三木妻終に養生不相叶去月廿八日死去何共氣毒之事に候

一 會館建屋も外務省跡御用に御買上げ相成候事に内決候且地方官會議御用濟之上は當分元老院之處會館に相借心得に候

一 北越 御巡幸新聞紙にて承知羽州人民昨年行懸りを申立頻りに同國御巡幸願立候趣御歸京の上は定而切迫願出候事かと推察候隨分一理は可有之存候事に候

一 來る八日上野櫻花 叡覽とし而 行幸同處御晝に而御歸路大隈亭に御立寄御内意候此義に付而は時機未だ早し不可然云々伊藤心附有之尤の事に存候得共既に御内意有之候上之事にて致し方も無之頗る心配致し誠は暫時御立寄庭前櫻花御覽と申事に相成候此件は全く小生輕易取計

候事にあ深く恐縮尙子細は面上萬々可申述候得共御含置被下度一筆如此候

一來る六日外山學校に於て練兵 天覽被仰出外國公使も被爲召候事に候
一北白川宮御進退漸く落着御斷相立前文練兵の砌御出仕之筈に候
一井上故石見云々の件大隈考慮幸適當之例有之候に付此比取調出來の筈に候

一高杉老父之事は御歸京之上更に可及御相談事と存候杉大輔歸京無之は難分候事也

一來る九日上野花滿開之旨久々に各各國公使夫妻及び内閣員同所は招請専ら馬車にて馬車道廻行を主とし食事は眞の辨當位の積り車道遊行は外國人好事の由寺島心得に候

右之條々態々可及御文通程之廉無之候得共定而御徒然と存候に付雜事混交筆に任せ陳列候早々以上

四月四日

具 視

大 久 保 殿

必々不勞貴答只々御歸東御待申上候也

三 岩倉具視書翰〔天久保利通宛〕 明治十一年四月四日

三日夜御認御書四日午後八時三十分着正に令披見候扱は近日上野公園行幸被爲在 還御懸大隈邸 臨御之事伊藤より文通に付態々飛脚仕立られ御旨趣懇々御申越何も令承知候抑此事たるや敢而他人の預り知處に無之全く小生壹人の輕卒に起り候而已始終申條も無之事に候素り當人より一言の内願も無之亦三條には小生より心付申談候譯に而參議邸には次第に追々 臨御可然事と申入其上

聖上の小生願出候事に而則御内意相成候上伊藤を心附承り段々尤に存候に付而は實に恐縮進退極り候次第早速三條は文通の處別紙返答書に付伊

藤方の行向心附尤に存候上は斷然御止可然候得共既に昨日御内意の今日條公書狀も如此候併し是非御止めの方か又内閣の御相伴杯は一切御止め眞に鳥渡御立寄計に在庭中櫻花御一覽直に還幸か如何可致哉及懇談候處御内意の上は致し方も無之暫時御立寄を外なしとの事にて更に大隈の云々の御都合に付眞の御立寄計と申入候事に候(云々と申子細は書取難く面上の砌可申入候)然るに只今貴翰一見恐縮は無論眞に進退極り苦心此事に候得共一分に在御返答難申入尙明早朝三條示談深く心配可致候飛脚爲待置一筆如此候早々以上

四月四日

具 視

大 久 保 殿

尙々今朝一書及御文通候事に候本文の件は吳々小子一分の不束にて千萬苦慮致し候次第難盡紙上事に候小子は最早内閣丈には臨御にて宜敷事と卒爾に心得居候仕合實に御補佐申上候筋を誤り候事にて面目無

之事に候以上

四 岩倉具視書翰〔大久保利通宛〕 明治十一年四月七日

早速御答書忝候彌御安寧本日午後五時御歸京之旨欣賀之至に候明日迄は御參朝無之趣且又條公の御傳言何も承知致候扱過る三日來翰四日着爾來種々心配仕候處一度被仰出候上は故なく御延引如何にも御不都合に被思召候由其上新聞紙上云々顯然旁前議之通りとの御沙汰に候就るは云々御考慮之次第も被爲在百方内願候得共不被行實に小生の不束と無論職掌を誤り候次第恐縮千萬面目も無之事に候右今朝決定に付伊藤のも行成行申聞其上一通認め矢張明八日臨時云々申入候事に候得共飛脚行違候義と存候尙萬々面上可申入候早々以上

四月七日

具 視

大 久 保 殿

五 岩倉具視書翰

〔大久保利通宛〕 明治十一年四月廿六日

先時兩度來簡忝存候

一 華族說諭書御返却慥に落手致候

一 太宮製絲所 行啓之義内藤新宿にては無之右は先達も同處に 行啓之

節貴卿小生供奉にて他日富岡製絲所か屑絲製造所か兩様之中 御覽之

様申上候事に候定めて屑絲の方かと存候勿論必ず御所望と申譯にも無

之尙明日御面會可及御相談候

一 明朝は無據義有之令不參候獨逸公使離孟延遠館午食には出頭候貴卿に

も御同席と奉存候其節萬可申入候

右條々必不及御答愚孫代筆御斷申入候也

四月廿六日

具 視

大久保 殿

六 岩倉具視書翰

〔大久保利通宛〕 明治十一年五月二日

今日於會館内國債募集之事衆華族に及示談候付大藏省より活版にて相廻

り候書類中昨日迄約束に無之去る三日大藏卿上申書活版中に有之候右に

お候得は内務省上申書も同様可相成事哉同様活版に被成候は、速に五百

五十部御廻し被下度舊藩華族は元と臣視する士族輩に關係も不少候條此

段御依頼申度一筆如此候早々以上

五月二日

具 視

大久保 殿

具申候書類先時御廻し申置候外徳大寺書狀入御一覽候也

七 佐々木高行書翰

〔岩倉具視宛〕 明治十一年五月十六日

明後十八日侍補一同より申上度儀御座候間午前八時宮中へ御出仕相願候

岩倉具視關係文書第七 (明治十一年五月)

尙三條公伊藤參議へも同様申上置候事

五月十六日

高行

岩 公 閣 下

八 岩倉具視書翰「伊藤博文宛」明治十一年五月二十日

今朝御評議件々都合能く御決定全く配意多きに預りし事と欣喜之至りに候○護衛兵の「宮内卿より山縣の御口達如何ありしや承知不仕候得共人員の多少其頭立人體の地位等折角厚き以 思召被附候上は其實際用立候様無之ては遺憾之事に候條何卒山縣御談し山縣可然御答申上候様内々御配慮有之度候○亦々宮内卿の陸軍卿の之表面御達し書面無之ては不都合と存候條其邊も可然御打合有之度存候○大久保被下金之事は兩日中相決し可申右は高三萬圓可然存候爲念一應黒田の申聞候上と存候事に候
右一筆及内啓候早々以上

五月二十日

具 視

伊 藤 殿

尙々今日も押お参勤之仕合今一兩日は保養願度候併今朝も御咄し之様弱り候杯と申事は一點無之候様御安心可給候實に例之暑氣に掛り大頭痛之持病に候迄に候也

九 岩倉具視書翰「大隈重信宛」明治十一年五月廿四日

昨日拜借書類令返上候定お御落手と存候扱昨日三條の西郷河村等之事跡發表に付更に被申上候處右は元より御承知之事にお異義なし其便工部卿人體如何可致哉佐々木を命し内閣に列し候おは如何と御下問之由に候右等は段々御咄し申合候通何れより基ひを生し居候哉前途寔に御大事と存候條貴卿伊藤と能々御懇談にお平穩に自今無害様致し度候事に候侍補迎も此際不平抱かせ候は不可然候其上參議一同三條邸集會新任兩人合便宜侍

補之事得と申合置度事に候徳大事も今般は固く辭表決心之旨に候彼是此
場ば程能調和企望の次第に候將亦別紙高知士族より來狀其外兇兇兎角由
斷不相成景況追々申出候所皆以而十四日變事前に有之候得は大久保暴殺
の事傳聞候得は一般殺氣を増し可申に付彌注意非常に取べり向無之而ば
不容易事に候是も合而厚く御相談願候仍早々如此候也

五月廿四日

具 視

大隈 殿

一〇 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十一年六月一日

前略過日借用秘書則別紙返上候外に壹通同秘書是は中村書記へ御返し可
給候尙又別紙寺島より獨逸帝へ電報明朝御參の上被入 天覽候様致度右
條々申入度如此候也

六月一日

岩 倉 具 視

佐々木高行 殿

一一 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十一年六月六日

先時御投書令披見候然ば明七日午後四時御三名同行入來の儀早速御配慮
の所土方今以所勞四五日も出仕難致趣右に付ては甚だ延引相成候に付乍
御苦勞矢張前議の通り明七日御兩人御入來被下度候早々以上

六月六日

具 視

佐々木高行 殿

追て土方書狀正に落手致候以上

一二 岩倉具視書翰〔大隈重信宛〕 明治十一年六月十八日

乍例愚子孫代筆高免併し決り漏洩は不致候
一士族祿券抵當として借入金之一件小生には實に士族の輩祖先傳來之家

産子孫生活之道俱に祿券買賣之禁を許し證書を渡す之日則得失之大きな者に關係之事と存し終始熱心此事に候先日も申入候通り貴卿御承認布告案以下取調之廉大木にも異存無之趣乍去第二段祿券引當て貸金之義尙百方深く御考慮御依頼申候事に御坐候

一 澁澤歸京之趣京坂及び以西之起業公債景況如何哉懸念に付今日面上可承候得共尙賢慮も承知致度候事に御坐候

一 參議 御前伺候之當日侍補云々之事早く御同僚御申合之處承知致度候

一 舊藩債私債に引請候華族各家之云々の件彌大木意見之通りにて玉乃始め同意にや承知致度候

右之條々萬々今朝面上可申承候得共明十九日御參朝掛け七時拙宅へ乍御苦勞御立寄有之度此段及御依頼候早々已上

六月十八日

具 視

大隈 參議 殿

一三 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十一年六月二十日

今朝御内談の末尙又御談し申度候間明日午前十一時前後吉井同伴暫時御參 朝相成候はゞ重疊存候右申入度如此候以上

六月二十日

具 視

佐々木 殿

一四 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十一年六月廿一日

昨日及御文通今朝十一時頃吉井同伴御參 朝の儀申入置候處今日は云々御用にて三條參 朝に付小子には不參候間今日は御參の儀乍自由御見合せ有之更に時日可申入候早々以上

六月廿一日

具 視

佐々木高行 殿

追て吉井へは當方より直ちに今日延引の旨申遣候也
三白昨日入内見候刑法取調中妾云々一件書類明朝必御返し可被下候

一五 岩倉具視書翰「大隈重信宛」 明治十一年八月廿八日

昨夜來持病之頭痛意強く起り今朝は不得止令不參候近衛一件は實に不容
易事と存候右に付亦も此跡賞典丈は是非被爲行候見込無之は不相濟事
哉と存候能々御評議置有之度候扱亦祿券云々布告は是非々々今日御發表
有之度存候事に候精々御盡力御頼申候早々以上

八月廿八日

具 視

大隈 殿

一六 岩倉具視書翰「大隈重信宛」 明治十一年八月廿八日

前略今朝は持病困却不參遺憾之事に候過日近衛兵事件之未紛紜浮説も候

得共前議之通り明後三十日 御出輦就るは中外警戒向今朝御評決之事と
存候尙精々御注意手抜け無之様希望之至りに候

一今朝申入候祿券云々布告之儀定めて速に發表相成候事と存候若し今日
施行不相成候は、明日施行御決定にや此儀は終始熱心之儀是非々々
御出輦前發表無之ては得失利害之上に於る甚大事と存候

一先年諸道官軍出張之華族月給殘彌貴卿留守中にては郷純造取計相成候
旨何卒必ず御下知置有之度候 小生留守中柳原より掛合之筈に候
一南大路某之事早速御配慮深く忝う存候申入候通り之行懸り内情に付精
々速に御心配可被下候

一過日御廻し申候元内務省の伺書則故内務卿申立官有地授産方法調書類
何卒此者へ申出度實は法制課へ下付之分内々依頼借用致候儀に付是非
返却發送之様申出候間分て御頼申候

右要用のみ申入度如此候也

八月廿八日

具視

大隈參議殿

一七 伊藤博文書翰

〔岩倉具視宛〕 明治十一年九月廿三日

岩倉公閣下

伊藤博文

陸奥宗光位階返上之儀に付今日愚見不憚忌諱上陳仕候處一旦御指令相成候に付御取返難相成御評議御無理とは不奉存候得共同人儀御維新前方勤王之爲には東西奔走も仕居御一新之際には殊更盡力も仕候事博文現に目撃仕居且才力も不乏人物にて時機に寄り御登用にも相成度儀は屢言上も仕居候通に御座候處閣下には餘り御好み無之人物故達るは申上兼候得共位階丈けは賜り置候方至當之御取扱歟と奉存候若此人薩長之士族にて御一新來の功績有之候へは決る如此譯には有之間敷奉愚考候博文更に同人に非有私心只 朝廷用人に欲無厚薄而已に御座候此段再應奉申上置候拜

具謹言

九月廿三日

一八 岩倉具視書翰

〔佐々木高行土方久元宛〕 明治十一年十二月廿三日

前略過日侍補職制御改正に付御内意の趣申入候砌御心付二ヶ條の事條公は御歸京早速示談今朝兩人にて伺候處思召有之不被行候條御心得迄内々一筆申入候且明廿四日御發表右に付明朝於政府御面談申度兼て申入置候

十二月廿三日

岩倉具視

佐々木殿

土方殿

【參考】元田永孚書翰〔佐々木高行宛〕 明治十一年十二月廿三日

御細諭の趣反復拜承仕候然は兼て御内話の一條過日土方君御一同右府公へ十分御盡言被成置條公へも土方君より御書達に相成居候由に

付好景況に相運び候哉と御祈被成候處今夕に至り先日御内話の通りに御一決に相成り既に明日御發表にて賢臺にも御出頭の御沙汰參候由迂老にも御賢按の如く禮服着用十時出頭の御達も蒙り固より出仕の心得に罷在候へ共好き御運びの儀は迎も行はれ申間じくと推察致居候處種々御配慮の段御厚意深く感荷仕候御示諭の如く明日の御發表にては外議も有之 聖徳上に關係も不輕儀と其所は御同前深く痛心の至に御坐候へ共此度の義は發議以來右府公より一言の御洩しも無之候處にては最早迂老等事の一身上に關係と推察致候へば盡言の機も無之此上尙賢臺迄にも及び候哉と痛息無涯に候處幸に賢臺土方御兩人迄は右府公より内談も有之前日既に御盡言も被成置候都合に至り是誠に不幸中の大幸と内々大慶仕候に付今日に至り候ては聊他念も無之明日の義如何様に被仰付候共唯命是從欣然と御受申上候覺悟に罷在候間御安心被成下候様奉祈候尤將來の所は尙御同様に隱顯

の隔無く盡力の微衷に有之候間何卒是迄の如く御話合被下候はゞ迂老本來の至願に御坐候今夜に至り外に心附等は無之候間右迄拜答仕候心緒書中に難盡御懇篤の御忠意不堪感佩候余は明日の拜鳳に相讓り候也不悉

十二月廿三日

元 田 永 孚

佐々木賢臺

一九 岩倉具視書翰「大隈重信宛」 明治十一年

參議隔日

御前祇候の砌侍補

佐々木
吉井
土方

元 田

勅任官の者而已陪席被命の事

但し高崎之所后宮亮なるを以て同様被命候も可然候得共先勅任官丈に致し置候事

大隈 殿

具 視

明治十二年

一 岩倉具視書翰「大隈重信宛」 明治十二年三月八日

前略昨日御評議今度被仰出候御趣意御沙汰書に相成候處客歲北巡云々右題言之處北巡より頓發思召つかれ候様にて如何之旨條公御懸念に付別紙乙號之通り書改め候亦ク條書中官廳之二字官省と改められ候は、寺嶋心附き之通り地方官より伺出等之手數無之可然と是又書改候尙御意見承知致度如此候

一ヶ様之義漏洩候ては遺憾に付來る十日には御發表相成度明日休暇にも有之此段兼申入置候

一内閣書記官置かれ候事丈けは同く十日御發表無之候ては諸事之運ひ不都合に付是又如仰付の人體は中村弘毅井上毅但し内務省兼務 金井之恭等に御坐候

右之條々御意見も候は、御示し被下度候御答無之候は、前文之通り取計可申候扱又宍戸議官支那公使被命候義差急候趣に付今日か來十日には是非可被仰付候此段も申入置候早々以上

三月八日

具 視

大隈 參議 殿

追ふ別紙御沙汰書二通共此者へ御返却被下度候早々已上

二 渡邊清書翰

〔岩倉具視宛〕 明治十二年四月十八日

謹一翰拜呈仕候時下益御清適奉恐賀候陳は所轄筑后國有馬頼成舊領地士族數名客年來福島縣下安積郡開拓事業に従事し將來就産の方向を確定せん事を出願仕候間其心志の如何を親しく視察仕候處實に上國家の恩渥に報答し下人民の公益を圖り悠久不屈の誠心にて實に奇特の至に付移住人に對し其志を嘉賞し當地發足せしめ尙彼の地實檢の爲め開拓事業熟練の

もの兩名を遣し置候處春來歸縣致し移住人を募集し尙開拓の業を擴張致度段復命仕候間目下管内は普く廣告中に御座候然るに方今御國事御多端の折柄 閣下既に此舉御獎勵の爲め有馬家父子等へ御懇話百方御執掌被爲在候段拜聽し於清感歎幸甚の至に不堪候實に開拓は困難之事業にして殊に墳墓の地を辭し遠く四百里外に移住する不容易事に付管下人民募集に付ても一朝一夕の示諭に決心せしめ若し輕舉浮薄の徒御座候ては上下に對し恐縮の次第に御座候間目下彼の地の景況等を詳記し普く廣告執掌中に御座候間尙將來御獎勵萬々奉懇願候此段不取敢御配慮之段奉多謝候 頓首再拜

明治十二年四月十八日

福岡縣令渡邊 清

右大臣岩倉具視殿

閣下

三 黒田清隆書翰「三條實美・岩倉具視宛」 明治十二年四月廿五日

清隆

維新以來芻蕘を獻する茲に十數回其言常に政體の基礎を固ふし確乎不動の意に及はすんはあらざるなり蓋し基礎固からされは輕舉妄爲朝令暮改の弊を免れす夫れ王言如綸片紙の布令一旦之を發すれば億民の遵守する所となる尤慎重謀議を盡し必ず遺策なくして後之を舉行せざる可らざるなり今然る能はず徒に紛更を事とするときは一事を創め一令を更る毎に其意今を是として昨を非とするの見に出てざるなきも之を事後に驗するに當に其益少きのみならず反て其弊の多きに堪へず請ふ往事に溯り之を論せん維新の際は姑く置て言はず明治四年十一月特命全權大使を米歐諸國に差遣せらるゝの初廟堂諸大臣相約するに其歸朝までは諸政舊に仍り變更なきを以てす然るに大使僅かに米國に到り即ち條約改正の議起り大久保伊藤兩副使を歸朝せしめ之を陳するに至れり是に於て朝廷も亦參議

の員を増し副島種臣を支那に遣す等種々の改革あり是皆清隆の與り聞かさりし所なり正院の章程を更定するの議起りしとき清隆大使發遣の際約する所に負くを以て之を論せしかとも用ひられず尋て大藏大輔井上馨職を辭して退き上書して歲計の事を論するに及て頗る紛紜を生せり已にして廟議西郷隆盛朝鮮に使用するを許るされんとするや清隆又宜く大使の歸朝を俟て之を決すべく且樺太事件當に急にす可き者にして朝鮮は暫く之を緩にするも可なり然れとも朝議必ず隆盛を遣らんとならは清隆請ふ代て往かんと論する者屢々なりしも遂に隆盛を使用するに内許ありしを報せられたり然るに世に所謂征韓論なる者大使歸朝の際に於て破裂し重臣數輩職を解て去り遂に一變して佐賀の亂あり前原の亂あり又馴致して西南の役となれり又七年四月方に臺灣に事あらんとするや清隆事宜く慎重衆議を盡すへきを切陳す又省せられず朝議已に決するを以て報示せられしのみ已にして米公使其船艦を雇ひ其國人を備使する事に異議を生せしよ

り姑く出征の師を中止せんとまてに動搖せり其後支那の葛藤幸に和議整ふを以て局を結ふを得たり八年四月元老大審二院を開設せらるゝや清隆其徒に政體改正の名あるのみにして未だ必しも實益あらざるを極論し遂に其議案に署印せさりき十年一月減租の詔將に發せんとするの前清隆又政法輕しく改む可らず或は小民の沸騰に由て率易の舉に出つべからざるを以て其不可を論せしかとも行はれず歲帑數百萬圓を減するを以て官省の定額を削て以て其不足を補はざるを得ず是に由て諸官員を減汰し遂に幾はくか怨望の端となれり凡そ是等の事件或は勢の已むを得ざる者ありと雖も率ね皆措置宜を失ふに由て生ずる所にして兩公閣下恐くは其責を辭するを得ず昨年大久保參議兇變に遭ひし以來政府從前の方嚮を易へす稍持重動かさりしも未だ一周年ならざるに又改革の説興り前日議案を下せられしにより鄙見の在る所黙止するに忍ひす已に反覆面陳せしに付復た茲に贅せず今往事の鑒戒と爲る可き者を列舉して以て之を左右に

呈す願くは熟思を賜へ清隆頓首謹言

明治十二年四月廿五日

陸軍中將兼參議開拓長官黒田清隆

三條太政大臣 閣下

岩倉右大臣

四 グラント接伴懸書翰〔岩倉具視宛〕 明治十二年七月六日

米國前大統領グラント氏延遼館滯留中徒然を慰せんか爲め御用暇を以時々御訪問相成候は、グラント氏於ちも満足可被致且食事刻限には同饗を共にし寛々懇話希望被致候事も可有之尤日時は從是豫め難申進突然御來車にて暗に好機會を被得候は、都合宜敷候此段當懸及御内報置候也

十二年七月六日

接伴懸

岩倉右大臣殿

岩倉具視關係文書第七 (明治十二年七月)

追ふ日時従是申進候義は難取計候間萬一當館へ御來車相成候節グラ
ド氏差合筋有之空敷御面晤を不被得候程も難計候間此段は兼る御心得
被下度候
御令聞又は令嬢御同伴も可然と相考候也

五 岩倉具視書翰

佐々木高行殿 明治十二年九月廿八日

前略然は來十月二日懇會相催し粗末の晚餐進上致し度候間御用閑に候は
ゞ午後五時三十分御來臨有之度候御承諾否一筆貴答希候也

九月廿八日

具 視

佐々木高行殿

追て貴君には園基御相手願度候間午後二時より御都合次第御來會有之
度候尤日本服御着用有之度候

六 井上毅意見書

明治十二年九月

有功華族推恩分家之議は別に活法こそ有るべけれ法律上名義上に於る不
可然事と奉存候其故如左

第一 賞延千世とは其相承之世嗣に限る之謂にして其支庶に迄及ぶを聞
かず令に資蔭其庶子に及ぶは之を位にする也之を族にするに非ざるな
り族は家と云か如し華族とは其家に與ふるの榮稱特權なり故に位は其
一人に限る族は世嗣に及ぼす此れ其異なる所なり既に世嗣に延くの賞
なるときは宜しく其支庶に濫及すべからず

第二 明治七年七十三號布告に據るに華士族の分家する者は平民に入る
是れ前條の理に依る者なり既に此の明文あり有功の華族獨り此明文に
逃るゝ事を得ざるべし若し有功の華族は此法の外に在りとせば士族中
有功の者亦た多し有功の士族其子弟を分家せしむる者亦此法の外に在
る事を得せしむべきか斯の如きに至らば此布告は既に其力を失ひ全く

虚文に屬せん

第三 有功の家或は繩々たる衆子孫あらんに若し一子既に分族を得は其衆子にして分家する者亦た各々分族を得るの權あるべし若し分族は一個某子又は弟に止まり其他の子弟は平民に編入すとせば何ぞ某子又は弟の幸にして其他の子弟の不幸なるや若し又併せて之を分族せんとせば一家既に濫與の弊あらん現に大久保氏の如き孟斯の遺子あり

第四 均しく有功の家にして其元功と次功を分ち推恩分族は其元功に限る是れ尤も困難の事情を生せん其故は元功次功果して何の憑據する所ありて之を分つ事を得るや池田氏分族を得て鍋島峰須賀戸田は分族を得るの類に非ざる等なり若し一の令典ありて明かに元功の家某々に限り其他は推恩を得ざるの旨を示さざれば縦令省閣に内規ありて存するとも外間の窺ひ知らざる所にして將來例を援き恩を乞ひ分族を願ふ者比々たらんに將た何の辭か以て之を防かん一許一否の間恩怨の聚まる所物議の府とならん

第五 功を賞し勞を紀するは位あり勳あり而して又族あり族子孫に傳ふ以て止むべきのみ而して更に加ふるに推恩分族の法を以てするに至ては恩優厚に過る者と云はざるを得ず

右の理由に依り審按するときは中興の元功を賞して其子弟に及は、資蔭之制に依り之に位階を賜ふて可なり之を試用して可なり之に恩給を賜ふて可なり推恩分族は法律上に於ても名義上に於ても甚た不可なり加ふるに又困難の情實を將來に致さんとす
但し推恩分族の外已む事を得ざれば他に一道あり蓋し其家の殊に勳閥なるか又は其父兄の特功か又は子弟の人物に依り何某の人を以て特に命して華族に編するは即ち優恩特命にして分家分族と關係なきなり而して另に自ら一義とす細川護美の例あり

右御垂問により愚按奉録上候再拜

明治十二年九月

井 上 毅

明治十三年

一 佐々木高行書翰 三條實美・岩倉具視宛 明治十三年一月

拜呈嚴寒の處先以益御清穆可被爲在御坐奉拜賀候次に高行事無事に青森縣下巡視罷在候間左様御放念被成下度候陳は今般山形秋田青森三縣巡視仕候處先以て差向云々も無之候へ共米價騰貴より種々別て士族連等の苦情甚しく承り候三縣自ら土地人情も異なる所も有之候へ共概して見候時は陸羽は何分 朝廷より度外視に被置候との人々感觸は甚しき様被察候就ては何事も御趣旨も不貫徹の光景に有之候間高行の愚慮仕候處にては陸羽地方へは屢々高官の向等巡回被致出京等の節は要路の人々より私宅へ相招き事情も能く々々懇話致し候様相成候はゞ自然御趣意も貫徹疑念心も相解け可申候と存候是等の儀に付ては歸京の上委細可申上覺悟に御坐候地方官會議傍聽として津輕藩家老大道繁禎出京仕候處同人は頗る人

望有之既に縣會議長に被撰候人にて高行も屢々出會仕候處老實至極に付時勢も相辨し候間同人參殿仕候はゞ御逢被爲在御懇話被成下青森縣事情等御尋相成候はゞ必ず感激御趣意厚く奉戴可仕同人等感激仕候様に御示諭は御政略上の一端と奉存候間御多忙をも不憚無遠慮申上候

明治十三年一月

高行

三條公閣下
岩倉公

二 岩倉具視書翰

「大隈重信宛」 明治十三年二月廿六日

今朝來臨忝存候分離一件井上は申入候通り安心也跡人撰頗る困難ために瓦解も不可知形行明朝御評議も一大事難者と存候就るは明朝八時參集之事故六時來車か小生を參上か何れにても御決答願候也

二、廿六

具視

大隈殿

實に此際一言之上にも萬の關係を生し候次第此上はならぬ堪忍にても跡盡力御依頼申候事に候以上

三 佐々木高行書翰

「岩倉具視宛」 明治十三年三月卅一日

集會條例の儀今日御施行は不可然と存候間議席に於て廢業陳述の心組に御坐候處昨日殊更に早々議決 奏上仕候様被仰出候儀に付今般の集會條例は厚き御趣意も被爲在候御儀と恐察仕候に付其御旨趣の處内密拜承仕其上高行の愚慮も申述べ度と存候間參殿仕候處不得拜謁乍遺憾罷歸候也
頓首

三月三十一日

高行

岩公閣下

四 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十三年四月十九日

昨日は來翰兼て御噂申入候川村瀨川歸縣の儀廿四日迄滞在の趣若し廿五日差支無之候はゞ同日午後五時より貴卿始め左の五名御同伴被下候はゞ重疊忝く存候

瀨川安五郎○川村迂叟○羽生氏熟○川村傳藏○藤田一郎

右御答迄如此候乍御面倒夫々御通知諾否御一筆御答希候

四月十九日

具 視

佐々木高行殿

五 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十三年五月十一日

六日御狀披見陳は米澤堀尾重興より來狀態々御示し同地製糸の景況及び諸縣製絲有志家連合會社云々委曲承知愈該社設立の上は國家の洪益不過之事と希望且篤志の段頗る感服致候且又秋田縣川尻組種紙社長川村永之

助近日伊國へ航海に付小生面會の儀承知來る十五日午後早々來邸候はゞ可得面話候間此段乍御面倒貴官より川村へ御通知希候先は乍延引御答如此候勿々

五月十一日

具 視

佐々木高行殿

追々堀尾書狀返上候御落手可被下候

六 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十三年五月十一日

今朝來兩度の書簡正に披見先年建言一冊書御返却正に落手候扱川村永之助儀來る十四日出帆伊國へ罷越候に付十五日は斷の趣尤に存候左候はゞ十三日午前九時三十分御同伴來車の様御通知有之度候勿々以上

五月十一日

具 視

佐々木高行殿

七 佐々木高行書翰「岩倉具視宛」 明治十三年五月卅一日

拜呈此頃途路の風評を聞くに會計切迫に立至り外國債を起すの儀ありと高行始め思へらく是れ世人の想像にして決して信するに足らずと如何となれば高行平素閣下の高論を拜す亦大隈參議會で外國債の不可なるの論説あり然り而して追日前評最も甚だしく高行の耳底に入る事頻り也爰に於て投杼疑念を生ず今日に當て外國債を起す是れ國家安危存亡の秋なり高行不肖と雖も維新來頗る 天恩に浴し今日尙高官を汚す豈默々として止む時ならんや然りと雖も未だ其議の虛實を詳かにせず果して其議信ならば幸に閣下高行に密示せよ高行大に思ふ所あり因つて平日の恩遇に對し一言心血を吐露して敢て閣下に乞ふ

明治十三年五月三十一日

高行

岩倉公閣下

八 佐々木高行書翰「岩倉具視宛」 明治十三年六月三日

前略陳は來る十日寺島參議夜會相催し候に付高行にも其の案内を來せり過日大木喬任の夜會たる頗る仰々しくて客人の中にも眉を顰めし向も有之局外にては誹謗致し候者も夥多しと承候就ては寺島にても眞の親睦の爲にて尋常の夜會に候へば尤も可然と存候へ共若し哉大木の如き設けも有之追々要路の向々其の轍を踏み候様に至り候ては其風一般に及び弊害不可言其譯は方今米價高直にて都下にも饑餓を唱へ候者も不少新聞紙上にも往々掲載有之紙幣下落會計逼迫の景況にて世人皆憂慮する處實に切なり獨り都下に限らず遠況にても同況たり

此頃岡山縣の警部來り同縣等も近來強盜の甚だしき然而巡查人少にて不行届人民の保護も相調ひ不申とて慨歎仕候又山形縣の郡長出京同人曰く本年に相成り鶴岡等三度の火災あり其の他も往々火事あり是れ専ら放火

によれり新聞紙上にて田舎等の火災屢々なり質朴の田舎と雖も如此畢竟人情輕にて本を務めず奢侈に流れ困窮に及ぶのみならず米價騰貴等の原因也又秋田縣家祿奉還士族(千餘名と云ふ)及び廢卒(百餘名)岩手縣舊士族(三百名と云ふ)此の輩歎願苦情の儀高行巡視の續きを以て頻りに哀訴に來る其景況尤も憐むべし其他舊會津士族等初め枚舉に違あらず右は其二を擧ぐ今日慨歎悲聲天下に滿ると云ふも過言に非ず如此折節要路の向々人の耳目を驚かす如き宴會等は戒めざるべからず昨年被仰出候勤儉の御趣意厚く奉體して天下萬民に信を示すべき秋なり閣下深く御注意あつて右様の夜會等不相催候様御忠告有之度奉存候也

六月三日

高行

岩倉公閣下

九 岩倉具視書翰「大隈重信宛」 明治十三年十一月九日

追伸

冷泉某杏某二人採用之事御配慮忝存候冷泉は既に宮内省より部長局へ御問合相成千萬安心致候早々以上

過日來御引籠當分之事と存居候處傳承候得は意外御困却之趣併今日は最早御順快之由尙御保養專一と存候扱かね御配慮相成候宮内省御用を以當分の間年六朱利附金拾萬圓御借上之事一兩日之内に同省より可相運候間佐野にも御傳可然御取計之様分御頼申入候素り御承知と存候得共爲念如此候早々以上

十一月九日

具視

大隈重信殿

一〇 岩倉具視書翰「佐々木高行宛」 明治十三年十二月廿七日

前略過日は來訪別紙書類及製產品々御隨身早速打寄り致試驗候事に候風

味上に於ては面上御話し可申入候へ共書類熟覽致し候處士族輩如此自食の途に熱心候儀公私に取り大なる功益の儀と欣喜此事に候尙閑暇一日御相談申度次第も御坐候間追て可及御案内候先は書類返上迄勿々如此候以上

十二月廿七日

具 視

佐々木高行殿

明治十四年

一 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十四年二月二十日

昨日來翰一見陳は別紙二通則ち披見返上候農業着手の風潮如命國家の爲めに可賀事に候就ては當年奥羽地方小生巡回の儀兼て相合居候儀に候へ共三大臣の内誰に相成候哉難計候不取敢御請迄如此候也

二月廿日

具 視

佐々木高行殿

二 岩倉具視書翰〔大隈重信宛〕 明治十四年三月十四日

密 啓

過日鳥渡申入候伊藤苦情云々の末今日建言有之候右に付明朝御參 朝懸八時半迄之内御立寄被下候へは重疊に存候事に候併強も不申入候得共

三大臣相談前示談致し度存候事に候早々以上

十四日

具 視

大隈 殿

三 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十四年三月廿四日

前略御相談申度儀有之來る廿八日午後四時三十分乍御苦勞御來車有之度
此段及御案内候也

三月廿四日

岩 倉 具 視

佐々木高行 殿

追て各省卿輔へ一同申入候に付可相成は本文時限御來集相成度候御來
否來廿六日中に御答希候也

四 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十四年三月廿五日

來示の趣承知候谷干城辭表の事實恐愕の次第國家元老の人にして卒然此
の如く進退有之事最も遺憾の極なり三條にも彼是配慮今明日には同公當
人に面談の筈に候然るに又貴卿にも同意速に本官被免度との事重て驚き
入迎も難盡筆頭御苦勞ながら明朝八時是非々々入來有之度此の如に候早
々以上

三月廿五日

具 視

佐々木高行 殿

五 岩倉具視書翰〔大隈重信宛〕 明治十四年三月卅一日

内密一筆申入候昨日は午後四時より伊藤入來數時間内談種々之談に涉候
得共今日之儘に於は所詮不可保との見込に於有之就於は貴卿意見書之事
未だ御咄し無之候は、幸其前得と御内談申度存候事に候條不取敢一筆申
入候今日は小生不參候に付如此候早々以上

三、卅一

具 視

大 隈 殿

六 大給恒書翰〔岩倉具視宛〕 明治十四年三月卅一日

過日鐵道一條御示諭候旨速に宗族に致示談候處何れも同意仕兼る割付候
金高より多數に資金差出候程の張込に相成一人にて五千圓以上差出候者
も有之右は甚好都合に御座候因て愈部長局に過日御示諭候御答奉申上候
際小生職務上爲念官吏營業に關候布告布達類取調候處別紙の通りの仕合
に御座候右を以て考へ候得は何分私立の會社へは官吏たるもの入社難相
成筋に相成小生殆進退に當惑仕候更に銀行其他別紙に載せ有之候通り鐵
道會社へも官吏入社不苦名分出來候上へは兎も角も現今其法律無之上へ
は何分法に違背候事は不相成義に御座候然る處兼て御口達には來る五日
迄に入社有無御決答申上候様にとの事にて其期も亦甚切迫就ては無餘義

私一己に於ては別紙甲號の如き書面部長へ差出可申歟と存候得共併別紙
書面を差出候ては餘り圭角相立甚不穩去逆何の理由も不申述御理りは難
出來次第又無謂御答旋延も同様難相成扱々困入候義に御座候先日成敗と
譏譽との論を以て閣下の創立名前前に被成候事を御止め申上置候程の精
神に對し前件不申上候はては不相叶獨小生關係ある事に無之前件は閣下
厚く御賢慮不被爲在候はては閣下に於ても不容易御關係に付申上候爲め
罷出候義に御座候前件に付ては小生甚當惑仕候間不取敢別紙入御覽候餘
は拜謁の節可奉相伺候頓首

三月卅一日

大 給 恒 拜

右 府 公 閣 下

七 岩倉具視書翰〔大隈重信宛〕 明治十四年四月三日

昨日は御苦勞別紙只今至來入内見に候早々以上

岩倉具視關係文書第七（明治十四年四月）

四月三日

具 視

大隈 殿

(別紙)

御安全奉賀候唯今伊藤方行向昨日之一件内談に及候處海軍上官之輩御動し之義は不容易御難事を引起し候事に候間飽迄御止め申上候速に海軍卿は河村に被仰付山田にも改正之取調被仰付徐々御着手之方可然存候猶福岡を文部卿川野農商務卿榎本佛公使之義は少しも異論無之思召之通可然奉存候趣に相答申候間此段早々申上候大隈御面會に候は、伊藤之論も御咄し相成度候仍勿々要用而已如此候也

四月三日

實 美

巖 倉 公

八 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十四年五月十日

華翰拜讀陳は本日無御滞御歸省抔喜の至に候然は條公より御書正に落手且同公より御傳言の儀有之に付明朝御入來の旨御申越には候へ共明早朝より段々來約有之候間何れ御機嫌伺として御參 朝と存候間午前九時より十時迄の内政府にて御面會可致候此段及御答候也

五月十日

具 視

佐々木高行 殿

九 岩倉具視書翰〔佐々木高行等宛〕 明治十四年五月十九日

前略御免然は兼て及御懇談候鐵道會社創立に付株主へ御加入の儀追々御相談可申と存居候處今日供奉にて只今歸宅候處發起人共相待居り是非内閣を始め諸顯官の方に可成株主に御加入相願度申出候右小生兼て承居候へ共御互に發起人たるを得の成規に付後日緩々御相談申候て不遲儀と心得居候處御互始出金帳簿(尤願書に無之)掲載有無にて一般人心に關し大

なる得失有之候趣地方官殊更内願の事に候然るに地方官も歸縣差急ぎ候人にも有之候故是非明後廿一日願書上申致し度趣願書上申次第歸縣の筈に付旁明二十日十二時迄に御決答御依頼申候若し御回答無之候はゞ午後發起人共御承諾否爲御尋參邸致候に付御留守中にては御答相分り候様被成置度此段一筆申入候也

五月十九日

岩倉具視

佐々木高行殿

山口尙芳殿

細川潤次郎殿

追て御承知と存候得共爲念左に申上候

鐵道株金一株五拾圓とす以上御勝手次第に候へ共五千圓以上出金の者を發起人と定め願書に記名の申合に相成居候素より御出願人に無之候へ共五千圓以上なれば重疊と存候尤當十二月を以て募集金の第一期と

す乃ち六ヶ年十二ヶ度にて皆金差出し候事

一〇 岩倉具視書翰「佐々木高行等宛」 明治十四年五月二十日

前略別紙太政官郵便箱へ投し有之候内閣一同一見候爲御參考御一笑差出候御落手可被下候勿々

五月二十日

具 視

佐々木高行殿

土方久元殿

追て佐々木殿へ申入候今朝折角來訪の處一昨日供奉山上砲臺所々御巡覽御隨行中意外の嶮岨持病腰痛差起り今朝治療中欠敬候段不惡御承引有之度候

(別紙)

私共

此度上京し閣下に上申する所以のもの他に非ず當今日本帝國の人氣漸く開明に向ひ西洋各國の良法に基き日本固陋の醜弊を一洗改良せんと人氣茲に向ひを聞くに一系御連綿たる至尊を奉戴すべし逆ふ者は可誅可戮楠公兒島は我が祖師なりと無識無量世の公益の何たるも開明の何たるも沿革の何たるも之を知る事なく開明家を指して朝敵なりと言ひ罵るに至る一つ其確證を引て上伸せんには立志社員たる西山志澄なる者土佐國高岡郡長に任せられ該郡に赴任するや其地數十ヶ村の戸長等朝敵と肩を比ぶるを恥ると云て一同辭職したるが如きは實に頑陋卑屈を知るに足る次第にて斯の如き成行に非は何日を期して大開明に進歩し人民自由の權を伸張するに至り可申哉慨嘆すべき事に候今橋の如きに至ては嘉永癸丑以來攘夷論を主張し斬姦等を爲したる責によつて十有餘の大獄に罹りたるも尙改心せず又候頑愚社會と盟約を結び帝國開明の妨げを爲すに付第一番に之が職を放ち前書四人の官位を褫き野に放ち給ふべし斯の如くして懲

し給は、土佐一國開明に至り可申土佐一國開明に至りなば各縣は響の如く應じ一月を出ずして進歩の功を奏すべし既に各縣へ其着手に及び置候間至急御着手有て可然候萬一政府姑息の論に涉りなば我々一同申合せたるは閣下の能く知ろし召す所なり閣下の改良に著眼あらは日本帝國有志の能く知る所也三尺の童子も仍ほ雷名を尊慕せざるはなし然り而して日本の士氣漸々衰敗し之を前日に挽回せんとするも尙難かるべし幸に我土佐の國に至ては他縣に比すれば一層開明に進歩し士氣も亦不撓事は日本有志輩の羨み慕ふ所なり茲に於て一國舉げて開明に進歩するに至らば日本全國の士民響の應ずる如く開明に進歩するに至り可申こと指を屈して竣つべき也然るに土佐國に於て頑陋社會有て其開明進歩を妨んとする者不尠其巨魁他に非ず元老院副議長佐々木高行宮内少輔土方久元陸軍中將谷干城元老院議官中村弘毅並に司法の小吏今橋巖此五人の者なり其奸曲の仕方土佐一國の有志の怨ふ集る所のみならず日本全國の有志も又目を

注がざるはなし政府に在て 天朝を欺罔し大臣に媚び開明を妨ぐる者は
佐々木谷中村土方なり國に於て妨をなす者は今橋なり此者國中に於て盟
約を結び又團結をなし殆んど數千名に及びたり近來伊勢桑名因州鳥取の
頑固輩連中と親睦し勢ひ殆んど盛大に及びたり其唱る所誅戮を加へ可申
伊藤山田の兩氏も併せて誅し可申に付閣下至急盡力あつて西洋各國の良
法に基き廟堂を大改革し人民自由通儀を伸張する域に至らせ給はん事一
同懇願冀望仕候

明治十四年五月

愛國民權の

小生輩

再拜

岩倉右大臣公

閣下

一一 岩倉具視書翰

〔佐々木高行宛〕 明治十四年五月廿五日

過日は御念答何も承知致候其節御廻し別紙致返却候其前御廻し藤田重明
書簡是亦返却候扱谷辭表の儀に付御内談の次第尙又土方より巨細書面及
兩大臣へ内話の義も有之情實不得止儀に付 思召も被爲在候事には候へ
共強て 奏聞御聞届願候事に内決候實に遺憾此事に候へ共此上は他日を
期し候外無之候此旨御面會の節土方にも御傳聲御頼み申候勿々不具

五月廿五日

岩倉具視

佐々木高行殿

追て愚孫代筆高免可給候也

一二 岩倉具視書翰

〔佐々木高行宛〕 明治十四年五月卅一日

來翰一見弘前士族授産の儀に付御面談相成度趣致承知候此義懸官よりは
勿論笹森儀助よりも巨細承知同人も爲めに逗留の儀に付旁心配致居候事

乍ら根本相立たずしては面晤も無用と存候間尙其中此方より御案内可申入候勿々以上

五月三十一日

具 視

佐々木高行殿

一三 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十四年六月十二日

昨日は御細書にて弘前士族篠森申立授産の儀何も承り候素より等閑に致し居候譯に無之根本不定候ては何事も不被行則當六月年度計算に付即今評議最中に御坐候尤從來内規にては弘前士族のみ貸上げ候方僅々の事夫れも引受の上にて一文なしに相成居候次第實に困難の會計乍ら専ら小生と品川と心配罷在候事に候今四五日には根本目途可相定と存候間何となく四五日篠森の歸縣見合せ候様御含有之度候(本文の如き素より貴官北代迄の内話に付篠森へ御話御無用)偕又北代昨朝入來此間中貴官示談の趣も

咄し有之情實承り候事故今朝返答致候様申置候へ共前文四五日間の處決着致し難きに付延引申遣し候何も分り次第兩所の内へ可及御案内候早々以上

六月十二日

具 視

佐々木高行殿

一四 岩倉具視書翰〔佐々木高行宛〕 明治十四年六月十三日

前略然は乍御苦勞明朝御出勤掛御立寄り被下度候若し貴下御差支へも候はゞ北代入來相成候様御申通し被下度候仍て勿々以上

六月十三日

具 視

佐々木高行殿

一五 岩倉具視書翰〔大隈重信宛〕 明治十四年七月六日

前略此節の義實に不堪憂苦一夕緩談爲天下蒙高諭度今夕出頭於閑所御面
話申度御差支否御一筆承知致度如此候也

七月六日

尙々御承知之通當節 禁中不參中極内々出頭之事に候也

具 視

大 隈 殿

一六 岩倉具視書翰「太政大臣・左大臣宛」 明治十四年七月

先日以来追々御談合に及候憲法云々之件未だ端緒を開かさる半具視不幸
にして病氣の爲め請暇致候事恐縮且遺憾之至御座候就而は左之三件兩公
深く御注意を仰き度奉存候

一 憲法制定に就き其條目に涉り候ては議論百出容易に決定し難き場合に
立至る可きやも測られず就ては先以て宸衷より斷せられ其大綱領數箇

條は確乎不動之聖猷を被定宸筆を以て大臣へ御下附に相成候而憲法起
草の標準を御指示被爲在可然と存候此事誠に全局之眼目にして從來百
年に涉り紛議を裁斷するの鏡鑑と存候兩公宜く御奏上有之度候

- 一 憲法起草手續之事は左之三様之方法中何れか御決定相成度候
- 一 公然と憲法調査委員を設けらるゝ事
- 二 宮中に中書局又は内記局を置かれ大臣一人其總裁を命せられ内密
に憲法を起草し成案の上内閣の議に附せらるゝ事
- 三 大臣參議三四人内密に勅旨を奉し憲法を起草し成案の上内閣の議
に附せらるゝ事

一 右憲法起草は國家の大要件に候處内閣一致に無之ては完全無缺の成案
は無覺束と存候因て右起草手續御決定に相成候迄に衆參議之意見歸一
致候様御取纏め有之度兩公に於て篤く御配慮是希候

一 憲法起草に付凡そ大綱領と爲るべき條件別紙に記載仕候 聖上御參考

一 迄に御奏上有之度候
右之條々愚考一筆如斯候事

七月

具 視

太政大臣殿

左大臣殿

【參考】

井上 欽定憲法考 明治十四年六月

欽定憲法考

井 上 毅

往時我國にて聖德太子の制定せられたる憲法の如きは尋常法律制度の類にして今日の所謂憲法と日を同くして語るべきに非ず今日の所謂憲法は八年の 聖詔に立憲政體を立てんと宣へる憲法なり立憲政體の憲法を頒布するに二様の異なるあり一は國君の詔勅の体裁を用うる者一は立憲代議士の名を以て公布し或は國君と代議士と

合同して公布する者なり

歐羅巴の原語にチャルトと云るは國君より嚴肅なる儀式を以て特に其臣民に權利を授くるの詔勅を謂ふの名にして欽定憲法の字と正に相符合せり

歐羅巴に於て欽定憲法の公布の式は例へは瑞典に於て千八百九年六月六日に議院に議決し國王より批准したる政體法の緒言に云

天神の眷佑に藉り瑞典ゴットワングルス等の王なるチャルス本國の福祚獨立を永遠に固定する所の政體新法を創立する爲に無限の信用を以て國會に委任したるの後我か赤心と我か熱望とに因り我か貴重なる義務を完全して此の新法を公布し云々

又千八百三十年佛蘭西王ルイ、ヒリップの欽定憲法に云

佛蘭西國王ルイ、ヒリップ現在及未來の衆人に向て宣言す朕千八百十四年の憲法勅令八月七日に兩院の修正を經九日に朕か批准を

經たる如く新に左の條章中に公布すべし云々

又君民合同の名を以て公布するの式は佛蘭西千七百九十一年の憲法の緒言に

國會を組織したる佛蘭西國民の代理人等云々

而して其第三編第二條に云佛蘭西の國憲は代理政體とす即ち代理人員は立法院及國王是なりと是れ國王と民會と合同一視したるなり

凡そ立憲國にて憲法を制定するには其公布式の欽定憲法たる否とに拘らず大抵特別に立憲代議士を招集して之を議定せしめ然後に公布したり然るに近來政學者の論に従へば憲法も亦一の法律なるを以て通常の代議士をして之を議定せしめ特別なる立憲代議士を招集するを要せざるへしと云(佛國學士ブロック氏の如し)

但し憲法を創立して之を代議士の議に付せざる者は其例甚た少なし

四又千八百九十一年の欽定憲法を以て
イ千八百九十一年の欽定憲法を以て
キ委員を以て
リ委員を以て
二公院を以て
三公院を以て
一公院を以て

(未考)
ブロンチ
リイ氏
汎論に
法を以て
部同の
體制を
約にす

中古の權利を付與したる詔勅は大抵民議を経ざる者なりと雖とも其實は却て人民の脅迫に出たる者多し英國の有名なる大憲の如き是なり李魯社に於て初め議會を招集して國憲の案を付し之を議せしめたるに衆議叶同せざりしかは政府は議會を解散して其專權を以て國憲を公布し其後又之を改正したり近時僅に此例を見るのみ然るに欽定憲法の主義は勅命を以て人民に權利を授與すと云に在り此れ國約憲法と同じからざる所以なり彼日々新聞の社説に欽定憲法を以て民議を経ざる者とし國約憲法を以て始めて民議に成る者とせるは誤解に過ぎざるのみ其實欽定憲法も亦民議を経るを以て通例とする也

所謂國約憲法に至ては立君國の決して行ふべき所に非ざる也フラン

スの千七百九十一年の國憲の如きは即ちルースー氏の主權は國民に存す及社會は約束に成るの主義を實行せる者にして近來日耳曼政學者の痛く排撃する所也(ブロンチヤー氏等)日々新聞の社説に 天子と

然らず國各事
に均しくあり
部の各言は
立各欲すは
んと陳へ然
所を合議一
後此の故
決す此の
約と法の
を比と裁
とを較す
の國は憲
ることに
り

代議士と共に鈴璽調印すと云が如きに至ては全く兩國條約の体裁に
して即ちルースーが主義に陥いる者なり
之を要するに左の數言を以て論定すべし曰く
立君國は國約憲法を用いず必ず欽定憲法を用うへし而して欽定憲
法は公布の前代議士を招集し議定せしむるを要す

一七 岩倉具視書翰「東久世通禧宛」 明治十四年九月一日

去月二十八日尊翰本月一日正落手今般開拓使處分に付世人喋々申唱へ新
聞紙上散見候處に於ては財産上如此有様にては物議不已次第政府之處分頗
情實に流れ反派私曲に出候模様にも民權家時機を得不可言世難に可立至
哉云々段々御懇書之趣爲帝室爲邦家御苦心之程御尤に存候然るに該件た
るや小生素より原因如何之事歟毛頭も承知不致惟新聞紙を以て眞偽之間
疑惑罷在候然共世上に於て喋々候程之義は内閣も有人斷然無之事と想像す

併し萬一實事に候共即今内閣數名供奉之儀迎も御留守中改めて判然たる
御處分は出來間敷又一には如此景況にて時日を経過候内には顧慮する處
も有之恐らくは表面發令は何とか可相替歟と推察候兎角小生歸京之儀急
務云々來示候得共如前件愚考候且持病外一種之病氣を醸し迎も當分海陸
共旅行難致實に不得已次第不惡御遙察可給候勿論還幸迄には是非歸東之
心得候鷺尾隆聚西下之旨御示候得共或人同卿面會懇談之上見合せ相成候
趣或人申越候若小生へ面談之爲め態々西下之儀候は、折角之奔走も屬無
益候次第にて發途被止候儀は同卿小生之爲め幸甚此事候併同卿精神は
不相替憤慨感佩之事候御面會之節可然御致聲可被下候御請迄一筆如此
候也

九月一日

具 視

東 久 世 殿

追ふ本文意見は眞に想像のみ貴卿限御他言無之様御含願候當年暑氣も

頗酷烈極困難候御地は殘暑に至り當地と同様之趣尙御保護專祈勿々不
悉

一八 岩倉具視書翰「三條實美宛」明治十四年九月五日

八月二十九日尊翰謹誦殘暑之候愈御安寧令遙賀候小生病氣御尋忝存候持
病は同様之處兼申入候通當地非常之炎熱の爲に一層困苦之上餘病を醸
し運動等不相叶病症に未た有馬湯治及海水浴等も不任意空敷旅館に保
養罷在候容體委曲は家令山本直成八月三十日歸京候間早々拜謁を願ひ現場
之形況可及言上旨申聞置候間今程は定御承知と存候扱開拓使事件思想
外之物議に涉り頗御心痛之旨云々千萬令恐察候就るは前件中止論も有之
趣に候得共小生最初より之行掛り曾承知不致儀世説も新聞紙上に散
見候而已殊に百里外隔地之儀事情も不分明所詮筆頭難盡候條歸京拜面を
期候時に無之は何共得不申上候尙將來政體改良云々御尤此儀は御承知

之通昨年來追々言上當年に至り切迫に意見陳述發途前には大要之處以書
面言上之次第右旨趣如何御考慮候哉兩大臣閣下伊藤參議等へ右書類一綴
つゝ差出置候其後井上參議過日於當地面談右書類寫相渡し意見申述貴官
及伊藤參議等へ傳聲依頼致置候隨一日も速に歸京之旨懇々御細示并香
渡晋へ御傳言之旨委敷申越何も致承知候素より今日は維新興業之末根本
を可被定之時期に困難之極點と存候間精々保養一日も早く歸東之心得
併し只今より何共難申上尙容體次第に候得共還幸迄には必ず發途之見込
に候西郷伊藤山縣奮發之趣爲邦家御同慶此事候先は御請迄一筆如此候也

九月五日

具 視

三 條 公

一九 岩倉具視書翰「三條實美宛」明治十四年九月廿七日

九月廿日御書愚息持參正に令拜見候秋冷之候彌御安全令遙賀候然小生

病氣毎々御尋畏候一病之方は今少しにて全治に可至と存候持病之方は同様兎角困却仕候併來月上旬には必歸京可仕候過日は來月十一日 還幸之旨電報は拜承候山田顯義態々御差立九月十八日旅館來訪段々御内示之旨又同人巨細懇話何も令拜承候右大體上御目的に於ては多年企望する所に御互に更に必死之地に立閣議一途確定を以て施行候事に至ては今日後れたりと云とも不可早かる實に爲國家十分盡し度事に候只一事或人福澤云々之義頓に承候事にて即答に及ひ難く元來伊藤内談行懸りも有之候故歸東早々同人に及相談に候上貴答可仕候將又此頃傳承候處今般開拓使一件左府公には是非御取消し之命令に不相成候ては政府之失體不可云若し不被行候は、御退職之事に御決心之趣供奉兩三木始め隨從在官同説ならんか爰に至ては御留守閣議と反對之事と想像候に付頗る懸念候近比左府公御説傳聞よりか諸省書記官杯申合建白すとか華族之輩にも同様種々評論不穩相聞候拙生隔地傳承素り眞偽之程不辨事に候得共實事に於ては枝葉之紛紜に混雜を極

め大事は度外に不成を得ざる現況に至り不申哉尤左府公也諸省也夫々の開拓使御處分不條理之義無之所御通知御往反等も有之候事か承知不仕候得共目下在官之輩閣議と如此行違居候事は遺憾千萬に存候小生開拓使件始に承候所にては彼是申何分中外大臣黑白の差候ては不容易事と存候新聞紙上に立候譯無之かと存候元々當には不相成候得共北海道人民歎願之節大臣を返答にても凡分明と存候御參考之爲め一筆如此候也

九月廿七日

具 視

三 條 公

追て諸新聞所々喧説誹謗を極め實に不可言趣然るに政府を一度の譴責なし新聞集會二條例ありと雖現今律も不被行之政府と物論百出此次第に至ては實に殘心之事に候得共今更被成方無之旨趣山田を承り候事に候早々以上

二〇 岩倉具視書翰「山田顯義宛」 明治十四年十月十一日

前略只今伊藤西郷入來兩人大隈面談之次第萬好都合に異議なく辭表差出候旨に候御安心之爲め一筆申入候扱又大木參議事元々一點之異議無之儀は確信候へ共同しく參議之列如此重事件内談不致譯無之に付乍御苦勞今日貴君御退出掛け行向之義伊藤へ申置候處はたと失念之趣に付明早天御行向御談話之義依頼致候右申入度如此候也

十月十一日

岩倉具視

山田參議殿

明治十五年

一 柳原前光書翰「三條實美・有栖川宮・岩倉具視宛」 明治十五年一月二日

新年之際列位益御高勝御奉務萬賀遙頌之至に候陳は拙官義一昨年魯國公使奉命赴任候得共既に出發之前池田謙齋診察を加へ懸念不尠候旨申聞候程之事にて赴任後荏苒三年を渡り實地經驗候處半年以上毛帽裘服二重沓を着し骨に徹するの奇寒を凌ぎ候殊域に在るを以て弱体堪へ難く毎夜天明に近からされは安眠せず脚部氷冷等の病症を起し所詮永住の目的相絶し遷延候節は性命危険の虞り有之仍て今便井上外務卿へ歸朝被命度及建議候間此段御涙察を垂られ 聖上へも御執奏相願候尤一己の私を以て論すれば永住聞見を廣め候事も幸なれ共何分前述の如く北極の絶域弱體に不適上曩に清國に往復在住する五年又歐洲に居る事既に三年前後八年海外に消光し一層疲勞を覺へ候且今回願の如く許可を得候共公務之都合に

應し今冬乃至明年夏に非されは出發不致候積に御座候乍併萬里懸隔一往復動もすれは半年に及ひ候故即今より請願候義に候早速御斷行相願候爲之謹言不盡

十五年一月二日

瑞典國都書

柳原前光手記

三條殿

有栖川宮

岩倉殿

追申伊藤佐々木兩參議は懇意之義故本文之義御序を以て御示話被下願意徹底候様賛成企望候旨御傳陳奉願候頓首

二 柳原前光書翰「三條實美・岩倉具視宛」 明治十五年五月一日

十五年五月一日

魯都

柳原前光謹啓

三條殿

岩倉殿

兩位閣下益御清祥奉慶賀候然先般來帝室事件御下問に對し○帝室儀制調査局開設の議○帝室憲法の議○宮内省職制改革の議等陸續送呈追々御接收之義と奉存候尙今般左の四冊差進候

帝俸の議

帝室儀式の議

三十一箇國君主歲俸比較表

魯國帝領制度問答略記

右御照收奉願候宮内卿德大寺氏々來問件々は山内勝明等取調居且來問外の儀も緊要と考へ候分は二橋謙に申付着手中に有之候是等は儀制取調に關し材料と可相成者故既に先般來追々宮内卿へ送致仕置候前光建議の分

は専ら國會準備の時政將來の世運を慮り大綱主義を論し候者故御内問に對し御手許へ差上候尙帝領の議は後便送呈可仕候也謹言

三 井上馨書翰〔岩倉具視宛〕 明治十五年五月四日

別後御病氣如何被爲在候哉劣生も一昨日實は歸東候得共未だ眞に内々に仕置候る今日歸東之都合御座候右は今日會議日故公使等にも未發に仕内々取調物有之候事に御座候少々御内談申上度事件も有之候間今晚八字頃參殿候る可然哉御伺申上候否御答奉願候草々拜白

五月四日

馨

右 府 公

明治十六年

一 香川敬三書翰〔岩倉具視宛〕 明治十六年二月十八日

本月十六十七兩日御差立之御書面相達拜見仕候御所勞追々御快方に被爲趣奉恐悅候大雪後非常之寒冷に付宮方御大切云々御注意被仰聞拜承仕候伊東侍醫も再度御地へ罷出候趣萬事御都合と奉存候肥田も得拜顔候趣是又御都合奉拜察候右に付云々御懸示恐縮之至に奉存候岩崎所有地一條も未だ相運不申候得共不日相運候事と被存候内規局云々御意見書も福羽へ相回し同氏拜見中に御座候同氏も右御意見書と同様の見込有之三條公へ差出書面有之小子方へ内々相回し候間寫内々入御覽候同氏も彼是心配致居候廿二三日頃府中邊へ 行幸云々申上置候所大雪未だ解け不申迎も御狩も御出來相成兼先御見合に相成候○十七日御認之御書面も拜見仕候福羽へも未だ回し不申其内同氏へ遣し可申候高橋樋口兩氏建白書云々其他

右の類取集置候様御申聞拜承仕候福羽と申合候様可仕候外國人御雇入に付云々兼々御内示一件未だ表向何方も何之沙汰も無之候多分條公井上等御相談中と被存候併福羽へは如何なる御沙汰ありしや其邊は小子も未だ承知不仕候尤極内々の事に候間何分計り知りかたき事共に御座候十七日御書面之趣は福羽へ申入其上に同氏も御返書可仕事と存候右不取敢一應御請まで如此御座候再拜謹言

二月十八日

香川敬三

右大臣公閣下

再白華頂宮も終に去十五日薨去に相成恐入候事に奉存候來廿日御埋葬に御座候此段一寸申上候○香渡晋西京行昨日被仰付候尤宮内卿より井上參議へも申入之上取計候同氏出立は未だ極り不申候右に付中山公大に心配早く歸京に相成度云々同氏へも御申聞有之小子及宮内卿へも懇々御申出有之候間實に御氣の毒に存候間可成早く御歸しに相成候様御

取計奉願候香渡留主中は小子中山家へ隔日出仕之事に宮内卿を被申聞候小子に取り候るも早く同氏の歸る事を希望仕候也

二 岩倉具視書翰「山縣有朋宛」 明治十六年三月十九日

久々御旅行御草臥と存候先以御安全御歸府欣賀候今般は廣く諸縣御通觀之義其形行速に承り度候得共尙兩三日中御閑日御尋申候上可令出頭候此輕品赤面之至に候得共御慰にも相成候は、忝存候必不勞貴答候早々以上

三月十九日

具視

山縣參議殿

三 岩倉具視書翰「山縣有朋宛」 明治十六年三月廿二日

過日は御念答何も拜承少々御足痛之由其後如何哉御容體承度候扱種々御

談申度件々有之候得共御所勞なり長途の御疲なり定め御困りと推察候得共明二十三日午前九時比より十時迄の間臥臺の儘に而もよろしく得面語度出頭許可有之度此段一筆如此候於御承知は不勞貴答候早々以上

三月二十二日

具 視

山 縣 殿

追而小生容體も兎角不面白尙又御暇願候上當月末來月早々より更他出之積に候也

四 林清康書翰「岩倉具視宛」 明治十六年四月十九日

海軍省改革取調書

舌 代

過日御内命有之候四十艘に付而現費別紙概略取調候間御内覽に供し先般熱海に而申上候は四十艘之内二十艘常備に可致豫算を申上置候得共此度

は廿四艘に致候間先す申上候少々増額兵器も幸國クルツブ之大なる砲に取調小銃も極上等之品其他本省及び各局諸官廨之定額も十五年度之現算に依り記載致し清康之愚考には假令艦數増加するも只艦に付て之入費を増すのみに而其爲め陸上之各廳に人員之増加にも不及又廳を増すにも不及故に現今之廳費に而充分と存候將校下士卒は増加を要するも是も常備廿四艘豫備十六艘之艦費に而右四十艘に要する人員は別に豫算を増すに不及只四十艘之内廿四艘東西十二艘宛之兩艦隊を配置する之日に當り西海鎮守府と之れに屬する兵營を要するのみに而足れり主船局之如きは過分に豫算有之候豫備も常備之半額に豫算あるは充分之方に而實際は三分一位に而足れり總而幾分歟充分に豫算致し候心得に候

四月十九日

清 康

岩 倉 公 閣 下

(朱書)
「極々秘密もの」

常備軍艦二十四艘豫備軍艦十六艘相合して四十艘と豫定す
軍艦保存の停年二十ヶ年と豫定し毎年新艦二艘を製造し以て年々補充
四拾艘の軍艦悉く常備に編入するときは其失費莫大にして國庫之に堪か
たし故に各國皆常備豫備の制度を定め平時は勉めて節儉し戰時に際し常
備に編入し以て攻守に備ふ是れ注意すべき要點たり

我國の財政上より比較すれば或は常備二十四艘豫備十六艘は其當を得す
して都て十六艘を以て常備とし二十四艘を以て豫備とする得策に似たり
其豫備を第一第二の二種に區別し戰時若くは事變に際し常備に次て第一
豫備を準備整頓し又之に次て第二豫備を整頓するの法を肝要とす故に第
一豫備は速に其事に應ず可き爲め全員の半數或は三分の一を乗滞せしめ
第二豫備は大概の兵器艦具は陸上の倉庫に還納し若干の士官と番兵を置き
以て保護せしむるときは豫備艦の入費も常備の半額を要せずして足れり

然れ共方今我海軍の人氣を察するに四十艘あれば悉く之を常備にするも
足らざるの勢ある者は畢竟隣國に於て頻りに海軍を擴張し兵備に怠らさ
るものあればなり故に其時勢に従ひ四十艘の内廿四艘即十二艘の二艦隊
を常備とし殘餘の十六艘を以て豫備とする所以なり

四十艘の軍艦に對し今其豫算を開列するに當り艦の性質及び其大小に依
り大に異同あり即甲鐵一艦を製する入費を以て二艘或は三艘の木艦を得
るの類是なり故に大小の中央三十五間即我日進艦の如き軍艦にして其兵
器はクルツブ廿一サンチメートル壹門十七サンチメートル二門を備ふ可
き艦を目的とし豫算す

金百二十萬圓 新艦二艘製造費

但し神戸ギルペー氏の御注文及横須賀造船所に製する海門天龍の代
價に基く

金廿萬〇四千三百八拾八圓五拾錢

内譯

拾貳萬三千八百七十五弗

新艦クルップ砲三門宛合して六門

但し砲臺并附屬品其他堅鐵彈一門に付百發榴彈二百發宛

壹萬貳千參百八拾四弗

ヘンリー小銃一艦二百挺宛合て四百挺彈藥六萬發壹挺に付百五十

發宛

合拾參萬六千貳百五拾九弗

壹弗壹圓五拾錢の割に算す

此砲銃は兵器局より李國に注文明治十一年十二年頃到着せし實算にして即運送費其他諸雜費も含有せしものなり

金壹萬圓

新艦二艘分の短銃其他諸兵器に豫算す

金參拾九萬六千四百參拾四圓四拾錢

常備廿四艘被服船具諸物品と兵器局より支給する兵器の消耗即日進艦に明治十年十一年十二年三ヶ年相渡したる平均の現算に依る

金百九萬四千四百圓

常備廿四艘分俸給其他經費定例金なり

但し現今日進之定額に依る壹艦に付壹ヶ年四萬五千六百圓

金參拾六萬四千八百圓

豫備十六艘經費金但し常備の半額即壹艦に付壹ヶ年二萬二千八百圓

金拾萬六千四百圓

豫備十六艘被服船具諸物品主船局を渡す分即常備の半額壹ヶ年壹艘に付六千六百三十一圓五十錢

金百貳拾萬圓

四十艘の修理費壹艦に付壹ヶ年平均三萬圓
但し廿ヶ年にして六十萬圓即新艦壹艘製造費に當る目算
合計

四百五拾七萬六千百廿六圓九拾錢

以上軍艦費

金廿四萬五千八百九拾三圓

本省經費此内水雷局規程局會計局及び長崎出張所外國留學生徒等
但し主計生徒毎年十人宛卒業

金拾二萬九千二百七拾壹圓

軍務局定額下士以下の家族扶助金も此内より支拂

金六萬五千八百四十圓

水路局定額海岸測量及海圖の製造も此内よりす

金九萬四千七百四十四圓

醫務局定額病院及び軍醫學舎も此内より支辨す

每年生徒十人宛卒業

金九萬三千七百五十圓

兵學校定額

每年生徒十九名宛卒業

金二萬千五百〇四圓

機關學校定額

隔年生徒十六人宛卒業

金三萬圓

裁判所定額

金七萬千六百五十三圓

鎮守府定額

百拾壹萬千八百廿一圓 主船局十五年定額

内譯

拾三萬八千四百九拾圓

是は兵學校其他新築費に付臨時と見做す

○拾五萬二千四百廿五圓

是は船具費

○拾五萬六千八百八拾四圓

是は下士以下の被服費

○三萬圓

石炭買入費

○五拾壹萬

造修船費

合九拾八萬七千七百九拾九圓

此金額之内○印之四廉は各艦に算入あるを以て主船局定額を除す

差引拾二萬四千○廿二圓を同局之定額として算す

金拾二萬四千○廿二圓

主船局定額

廿三萬七千五百廿五圓兵器局十五年之定額なれとも此内拾八萬九千九百○九圓は兵器買入費に付新艦の豫算あるを以て主船局之例に倣ひ定額中を除く

金四萬七千六百十六圓

兵器局定額

本省以下各局諸官廩之定額は即十五年度之現定に順ふものなり

合九拾二萬四千二百九拾三圓

惣計

五百五拾萬○○四百拾九圓九拾錢

餘金有之に付左之四廉を此先き増加相成るも差支無之爲め茲に記す

八萬圓 下士已下扶助金

七萬圓 西海鎮守府

十萬圓 屯集所

十四萬圓 練習艦二艘

〃 三十九萬圓

五 岩倉具視書翰〔福羽美靜宛〕 明治十六年四月

編纂の事業を分て甲乙兩部とし各委員を定むると雖とも局中之事務は貴殿主幹之心得を以て擔任可有之候也

岩倉具視

福羽美靜殿

六 井上馨書翰〔岩倉具視宛〕 明治十六年五月十四日

在北京榎本公使より本月十三日附暗號電信を以て別紙譯文之通報知有之候條爲御心得此段申進候也

十六年五月十四日

外務卿井上馨

右大臣岩倉具視殿

榎本公使來電譯

李鴻章安南出張可致旨電信を以て命せられたり故に近日上海に來るへし併し一先天津へ歸り自分の代人を送らんとする意あり佛公使は尙命令ある迄出立(北京を)を見合すへき旨本國より指令せられたり是に因て見れば佛政府も聊混雜する模様なり

一千八百八十三年五月十三日午後二時三十分天津發

井上外務卿殿

榎 本

七 岩倉具視書翰〔山縣有朋宛〕 明治十六年七月六日

前略小生發病已來非常之御配慮に預り殊に西京出張中兩度之大劇發實に一時は再び拜眉も不叶事と覺悟候程之處上思食は勿論兩大臣各位御輔翼全く伊東ベルツ被差向候御蔭を以て漸く歸京相成候事と確信致候又昨日は突然思食被爲在 臨幸病床に被爲著直接御垂問望外之至唯々感泣落涙停止する處を不知何を以て此の御待遇に報ひ奉らんやと存候外無之候儲近頃自由之義に候へ共來車御斷申置候處昨日より一段快方就るは若御差繰り相成候はゞ今朝御參朝掛け或は御退朝掛け暫時にて宣布御來訪御依頼申候御諾否及び時間等御一筆御報御待申候勿々已上

七月六日

具 視

山縣有朋殿

八 岩倉具視書翰〔山縣有朋宛〕 明治十六年七月十五日

前略邂逅休暇を以て昨日より御別莊行之處何も不心付今朝來車之義申入早速御來訪千萬忝存候其上直ちに三條家へ御行向之趣同公より來翰且内願之義精々心配可被致旨實に大慶此事に候彌御盡力を以て本意之通り相叶ふに至ては譬へば具視三年之命も六年を可保と企望此事に候此上精々御盡力之程吳々歎願候扱亦別紙福岡書面御含迄に入御一覽候實に各帝國王子之教育の源則取調置而して我國法も不失併せて宜敷を制し以て皇太子御教育に力を容るゝや臣子の分と考慮候より之事に御座候小生大患に罹り最早世外人も同様之義に付此重事件兩大臣御打合せ可然願候唯今不急之様には候へ共小生には早く目途を立て置度企望之事に候若し舊朝廷先規の如く中山家より御取返し唯深宮にて御養育等之事有之候ては最

早頼處無之と存候此段内啓迄如斯候也

七月十五日

山縣參議殿

具 視

岩倉具視覺書

明治元年

一 御誕辰日取調の事

一 御日柄の事

一 十萬兩 清岡香川

一 五萬兩 會計局より直廻し

一 壹萬五千兩 同斷

一 五萬兩 同斷

右七月五日迄に差回し之旨三岡請合之事

一 三萬兩

右因州藩隨身七月廿一日東下大久保大村兩人へ渡す但し會計へ内密

一 五萬兩

右門脇五位七月廿五日隨身東下但し會計へは極内密

一五萬兩

右近日香川北島海路持參之事

○

德卿

一三道官軍へ衣服被下之事

越後羽州等品は軍務官に申付取計之筈尤代金會計より相渡り候筈
但右被下 御沙汰書三道同様差下之事

奥州之分は被下品關東軍務官へ頼出來之筈右に付金凡四萬兩計入費
之處都御手沙汰被出候筈内壹萬兩丈け先爲持遣し取計頼之事尤
跡三萬兩二十日後早々差立候事○

軍務

一穂波卿書狀軍務官返し事○

田中 一長府福山官位之事○

一議政官吏官へ五包返し事○

正三卿 一小河彌右衛門召之事○

德卿越卿 一大原建白御返し之事○

德卿越卿 一野宮廣橋建白返答之事○

德卿 一島津淡路守御留主警衛被

仰付之事○大宮加州
女御秋月

桂御所 島津淡路守

德卿 一大坂坊城入費勘定之事○

中山卿 一廣橋女房衣鉢調之事○

中山卿 一玉松秋月之事○

坊卿 一北野神馬之事○

坊卿 一大洲別段御取扱之事○

田中 一水戸杉氏之義に付歎願之事○

田中 一竹腰兵部少輔之事○

田中 一公卿權辨事乘馬内願之事

一 林左門之事

德卿越卿

一 六條以下四卿申立返答之事○

田中

一 井伊右京亮家來岡本愿助之事○

八尾收三へ返答いたし遺す約束也

田中

一 總兵隊々長へ御沙汰之事

田中

一 御上り水并御藥取締始終議定に於御引請之事○

一 長州兵隊之事夜曲之事○

一 十津川徴兵一小隊つゝ之事

○

一 北野御神馬之事

一 林山に司被開候事

一 巡察使福山大森總參獻白之事

一 笠松知縣事荒川彌五右衛門之事

- 一 彦根藩相應御用被仰候事
- 一 福山任官之事
- 一 頼喝蟾東下之事

○

任撰心得調の事

心 覺

手 元 用

廣澤 一 若州屋敷之事

會計 一 膳所獻銅之事

會計 一 草間烈五郎土居敷掛り之事

坂木 一 土倉返事并備前へ御使之事

坂木 一 鷺尾へ御使之事

吉井 一 前橋御沙汰書寫之事